

千代田区災害対策事業計画

(平成 30～36(2018～2024)年度)

(案)

年 月
千代田区

目次

I 計画の目的と位置付け

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格と位置付け	1
3	計画改定にあたっての考え方	1
4	計画期間	2

II 計画の概要

1	千代田区の特性と課題	3
2	減災に向けた施策目標	5
3	計画の体系図	8
4	施策の目標と取組み	11
	死者数（災害関連死含む）減少への施策目標	11
	避難者数減少への施策目標	18
	建築物の全壊棟数・出火件数減少への施策目標	24
	帰宅困難者数減少への施策目標	25
	風水害による人的・物的被害の最小限化のための施策目標	28
	火山灰による被害の軽減のための施策目標	30

III 資料編

1	防災に関する基礎資料	31
2	施策目標の取組みに関する資料	38

参考資料

	千代田区災害対策基本条例	51
--	--------------	----

I 計画の目的と位置付け

1 計画策定の目的

千代田区は、官庁街やビジネス街を抱え、政治・経済の中心として発展してきました。現在は約 38,000 社の事業所が集中し、区民約 6 万人に対して約 85 万人の昼間区民が活動するという、他に類を見ない地域特性を持ったまちです。

区民及び昼間区民の生命・財産・生活を災害から守り、災害が発生した際には速やかに応急体制を確立し、確かな復興を実現する責務が区には課せられています。そうした中で、区は平成 18 年 3 月に千代田区災害対策基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。この条例に定める区の責務を果たし、災害対策を総合的・計画的に推進していくため、本計画を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、条例第 20 条に規定する事業計画であり、以下の性格を有しています。

- 1) 区の災害対策を着実に推進するため、現時点で必要と判断した予防、応急、復興対策までを視野に入れた総合的な事業計画です。
- 2) 災害対策としては、防災関係機関で構成される千代田区防災会議が策定する千代田区地域防災計画があり、本計画はこのうち区が主体となって実施する施策をまとめたものです。

3 計画改定にあたっての考え方

1) 千代田区の防災理念

防災の基本理念として、自らの生命、財産は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、そして行政の責任としての「公助」の 3 つがあります。このうち、「共助」は一般的に町会や地縁等の地域コミュニティによる助け合いを意味しています。

しかし、本区には区民と事業者が混在し、昼間区民が極めて多いという地域特性があるため、「共助」だけでは十分な災害対策を行うことができません。

そのため、条例では区民、昼間区民、事業者等の千代田区に関わる全ての人々が相互に助け合い、支え合う新たな理念が必要であるとし、これを「協助」としました。これら 3 つの助け合いを基本に災害対策に取り組んでいきます。

2) 中長期的な視点で柔軟に対応できる計画

減災に向けた施策目標達成のための方向性及び主な取り組みを示すことで、中長期的に柔軟な対応ができる計画としています。

3) 新しい施策目標の追加及び資料編の作成

減災に向けた施策目標について、これまでの千代田区地域防災計画の修正を踏まえ、風水害対策、火山対策に関する施策目標を新たに加えました。

また、自助、協助、公助による防災基本理念や本計画の概要、目標達成のための主な取り組みなどについての基本的なデータを提供する目的として、阪神・淡路大震災、熊本地震など過去の教訓から得た資料や区民アンケート等の集計結果などを基に資料編を作成しました。

4 計画期間

本計画の期間は、区の基本計画である「ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基本計画2015ー」との整合性を図り、平成30年度から平成36年度までの7か年とします。

なお、本計画は社会情勢の変化に即応し、必要に応じて修正を加えるとともに、目標年次以降も継続して災害対策を推進していきます。

Ⅱ 計画の概要

1 千代田区の特性と課題

1) 災害時における都市機能の維持と迅速な復興

千代田区は、首都東京の中心地として、都市機能が高度に集積した地域です。そのため、本区の迅速な復興は国の政治・経済復旧に多大な影響を及ぼすと考えられます。したがって、都市機能の維持という面での予防対策だけではなく、応急・復旧までを視野に入れた災害対策を進めていくことが課題となっています。

2) 建築物及び付属設備等の安全対策

本区内には、耐震・耐火構造の建築物等が多く、地震による大規模な延焼火災の危険性は低くなっています。そのため、東京都から区内全域について「地区内残留地区※」の指定を受けています。(平成 15 年 2 月)

しかし、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない、昭和 56 年以前に建てられた建築物等については、震災等による倒壊や損壊の危険性が指摘されています。また、災害時には建築物だけでなく、付属するエレベーターなどの建築設備の安全対策についても大きな課題となっています。

3) 本部体制の確立

区職員が千代田区外に居住している割合は非常に高く、休日や夜間に発災した場合の対策の立案が急務となっています。

また、現在の災害対策本部の体制は、あらかじめ区長が任命した配置により震災応急対策業務を行うこととしており、業務を円滑に実施するためには、その業務に特化した継続的な訓練等が不可欠であり、そのための体制を確立していく必要があります。

4) マンションにおける防災対策

千代田区では、区民のおよそ 85%がマンションや共同住宅に居住しています。災害時にはマンション固有の課題も多く、防災計画やマニュアルの策定支援を進め、物資の備蓄や安否確認手段の確立等を促していくほか、地域防災組織との連携等についても対策を講じていくことが求められています。

5) 情報提供、収集手段の確保

東日本大震災の際、発災時に正確な情報を迅速に発信することの重要性が再認識されました。区はこれまで、区民、帰宅困難者への情報提供手段として、防災行政無線や区 HP、安全・安心メール等を整備してきましたが、より多くの方へ確実に情報を提供するため、手段の多様化を図ることが課題となっています。

また、発災時は区内の状況を把握するために情報を収集することも非常に重要です。今後は、音声や文字情報に加え、リアルタイムの映像・画像を収集する手段等を確保していくことが課題です。

6) 要配慮者対策

高齢化が進む区の現状に加え、

I 援護を必要とする方の実態把握や平時からの見守り体制の確立

II 外国人への対策

III ノーマライゼーションの考え方に立った災害情報の伝達や避難施設整備の必要性などについては、引き続き改善を図っていく余地があり、対策の具体化を推進していく必要があります。

7) 帰宅困難者対策

本区は人口を大幅に上回る約 85 万人の昼間人口が存在する地域であり、災害時には約 50 万人もの膨大な帰宅困難者が発生すると予測されています。帰宅困難者対策は、まず、その発生を抑制していくことが重要であり、「むやみに移動を開始しない」ことの徹底を図っていくことが不可欠です。そのためにも、区民・昼間区民へは、平時から家族との安否確認手段を確保しておくことを、事業所へは従業員用の備蓄物資や帰宅ルールの策定等の取組を促進していくことが重要です。

また、区への来街者が帰宅困難者となった際の備えとして、発災時に帰宅困難者を一時的に受入れる施設との協定締結を進めていくことが重要な課題となっています。

8) 大学・学校等との連携

区内には、11 大学をはじめ、多くの短大、高等学校、専修・各種学校があります。これらの学校には約 13 万人の学生が在学しており、既に一部の大学とは、災害時の施設の一時提供や学生ボランティアの育成等の連携に関する協定を締結しています。

大規模災害に備え、より多くの大学・学校と防災対策を推進していくため、このような協定締結をさらに拡大していく必要があります。

※ 地区内残留地区 地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域のこと。

2 減災に向けた施策目標

千代田区地域防災計画では、「地域防災力の向上」と「帰宅困難者対策の充実」の2つを災害対策上の重要課題としてとらえ、地域防災組織の育成・充実や備蓄の向上等、減災施策目標を掲げてこの実現に向けて取り組んできました。

また、ちよだみらいプロジェクト（千代田区第3次基本計画 2015）では、「災害に強く、だれもが安心して活動できるまち」を施策に掲げ、この実現に向けて取り組んでいます。

一方、東京都では地域防災計画震災編（平成24年度修正）において、震災に関する減災目標を掲げ、これを10年以内に達成するとしています。

- 1 死者を約6,000人減少させる。（約6割）
- 2 避難者を約150万人減少させる。（約4割）
- 3 建築物の全壊棟数を約20万棟減少させる。（約6割）

区では、これに、千代田区の重要課題のひとつである「帰宅困難者対策」の視点も加え、上位計画である都の減災目標達成に資する区の施策として、「減災に向けた施策目標」を掲げ取り組んでまいりました。

そして、本計画の改定にあたり、この間の千代田区地域防災計画の修正を踏まえ、風水害対策、火山対策に関する視点も新たに加えました。

震災対策	<ol style="list-style-type: none">1 死者数を（災害関連死含む）減少させる。2 避難者数を減少させる。3 建築物の全壊棟数を減少させる。4 帰宅困難者数を減少させる。
風水害対策	<ol style="list-style-type: none">5 風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。<ul style="list-style-type: none">・ 逃げ遅れによる人的被害が発生しないこと。・ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復のため、的確な水防活動により、物的被害を最小限にとどめることを目指す。
火山対策	<ol style="list-style-type: none">6 火山灰による被害を軽減させる。<ul style="list-style-type: none">・ 火山灰による健康被害の低減。・ 迅速な復旧のための降灰除去体制づくり。

区は、これら6つの視点に対する減災効果の発現に向けて、19項目の「減災に向けた施策目標」を組直し、計画的に推進していきます。

【減災に向けた19の施策目標】

【減災効果(平成36年まで)】

死者数（災害関連死含む）減少への施策目標

- ① 建築物等の耐震化促進
- ② 道路・公園等の防災対策の推進
- ③ 室内の防災対策の促進
- ④ 救出・救護体制の強化
- ⑤ 普及啓発活動の推進
- ⑥ 施設利用者の安全対策の推進
- ⑦ 職員防災力の向上
- ⑧ 避難者支援体制の強化
- ⑨ 要配慮者対策の推進

- ◆**死者数の減**
- ・ 建築物の安全性向上の促進
 - ・ 救出・救護体制の強化
 - ・ 普及啓発の推進
 - ・ 避難者支援体制の強化

避難者数減少への施策目標

- 再掲 建築物等の耐震化促進
- 再掲 室内の防災対策の促進
- 再掲 普及啓発活動の推進
- 再掲 施設利用者の安全対策の推進
- 再掲 職員防災力の向上
- ⑩ 地域の防災対応力の向上
 - ⑪ 高層住宅における防災対策の推進
 - ⑫ ライフラインの早期復旧
 - ⑬ 情報提供手段の充実
 - ⑭ 復興体制の強化

- ◆**避難者数の減**
- ・ 建築物の安全性向上の促進
 - ・ 自助、協力の推進
 - ・ 情報通信の確保

建築物の全壊棟数・出火件数減少への施策目標

- 再掲 建築物等の耐震化促進
- ⑮ 火災対応力の強化

- ◆**建物全壊棟数の減**
- ・ 建築物の安全性向上の促進

【減災に向けた19の施策目標】

【減災効果(平成36年まで)】

帰宅困難者数減少のための施策目標

- ⑬ 情報提供手段の充実
- ⑭ 普及啓発活動の推進
- ⑯ 事業所の災害対策の促進
- ⑰ 帰宅困難者支援体制の強化

- ◆**帰宅困難者数の減**
- ・事業所の災害対策の促進
 - ・普及啓発の推進
 - ・情報通信の確保

風水害による人的・物的被害の最小限化のための施策目標

- ⑱ 風水害対応力の強化 **【新規】**
- ※ 上記施策目標の他、震災対策で掲げている施策目標④～⑩、⑬に準ずる。

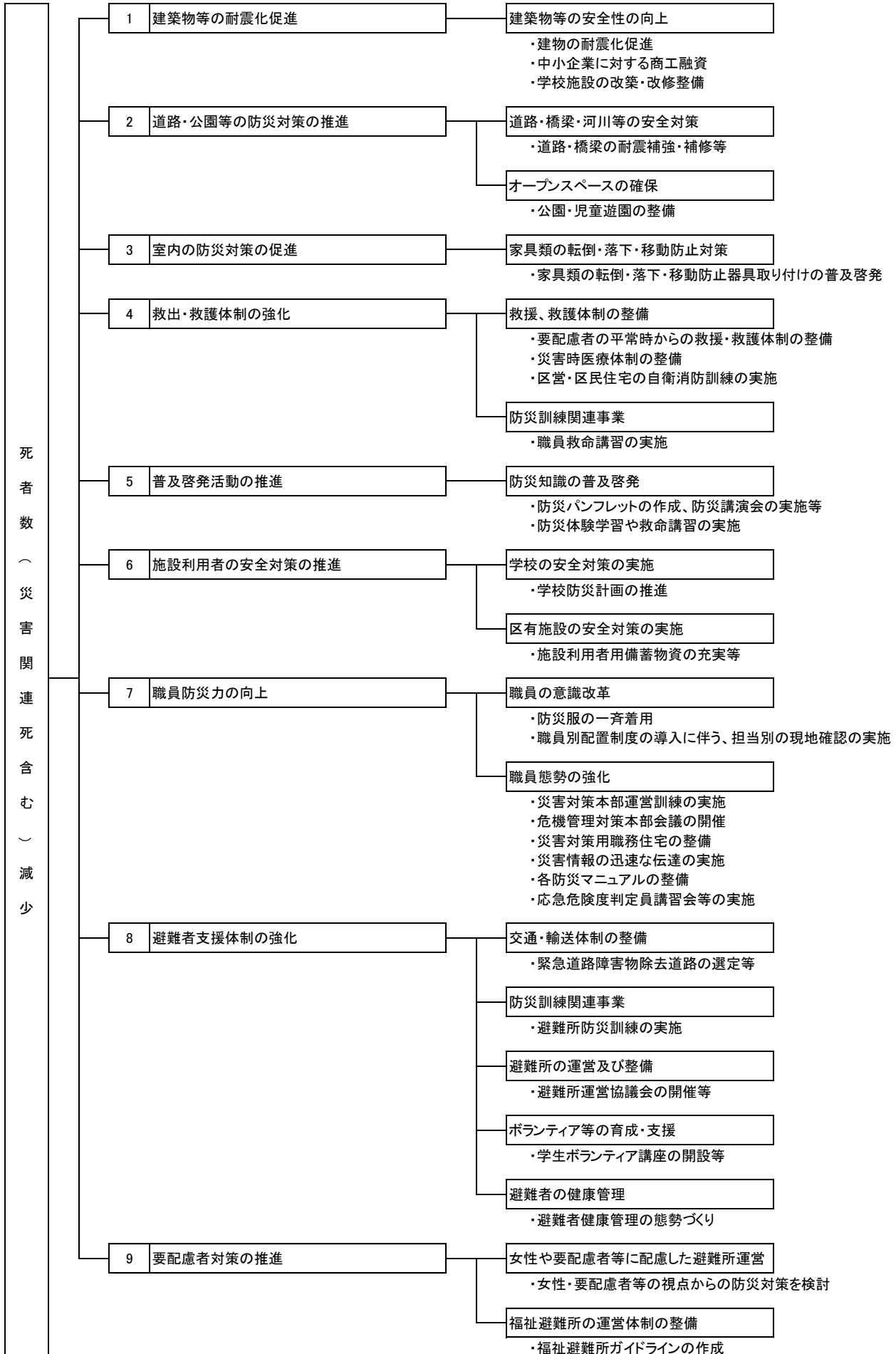
- ◆**風水害による被害の最小限化**
- ・災害情報の正確・迅速な伝達
 - ・的確な水防活動の推進
 - ・普及啓発の推進

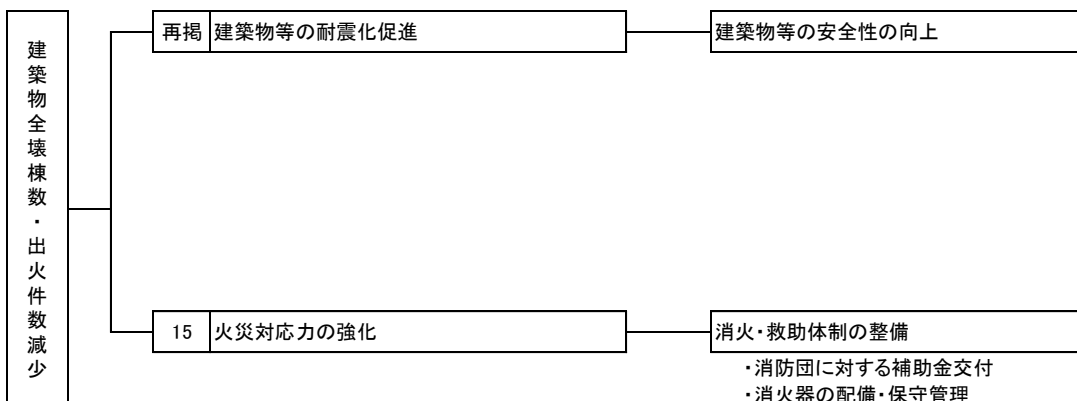
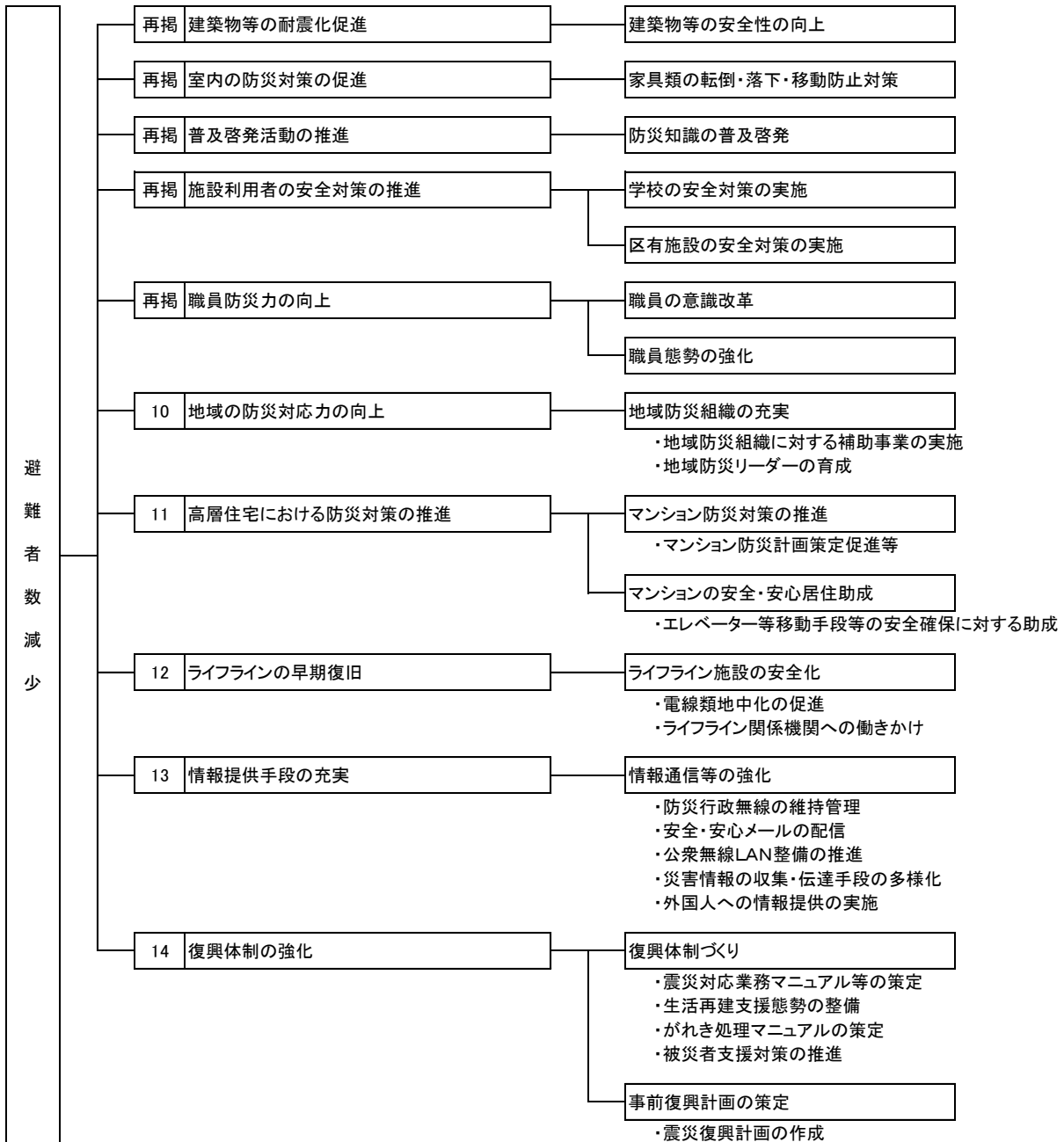
火山灰による被害の軽減のための施策目標

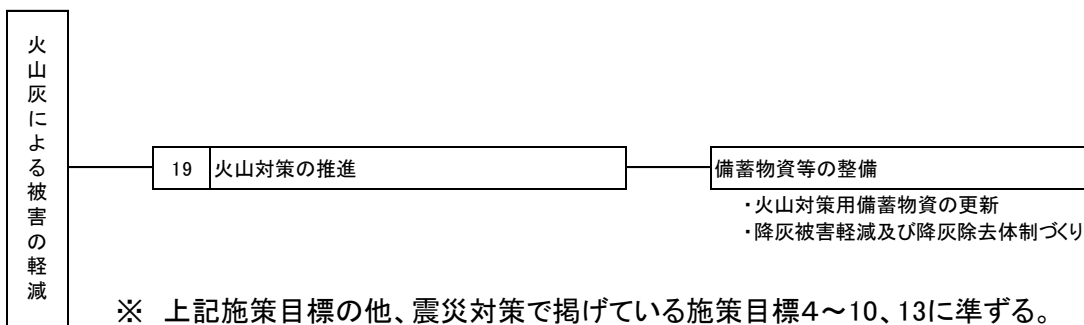
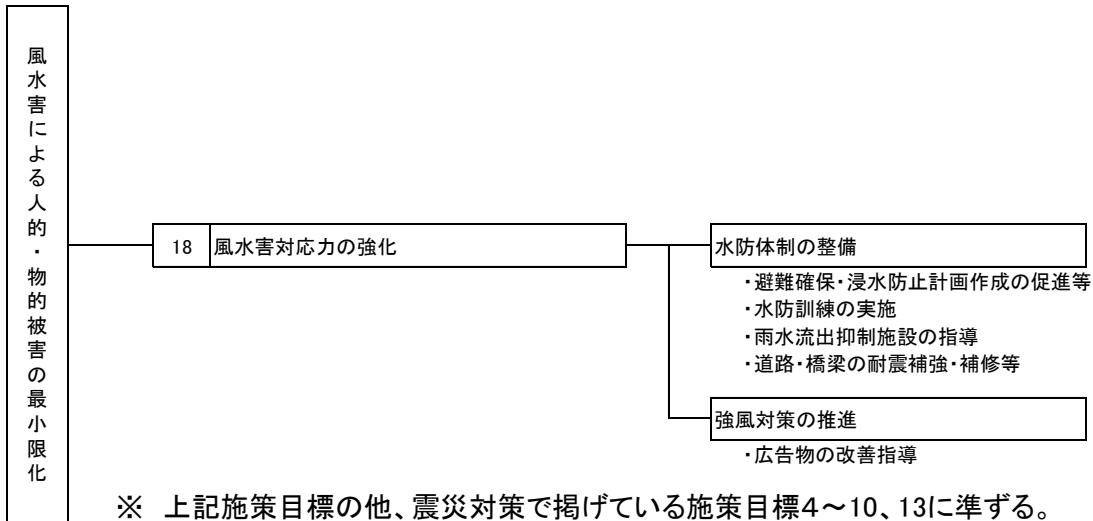
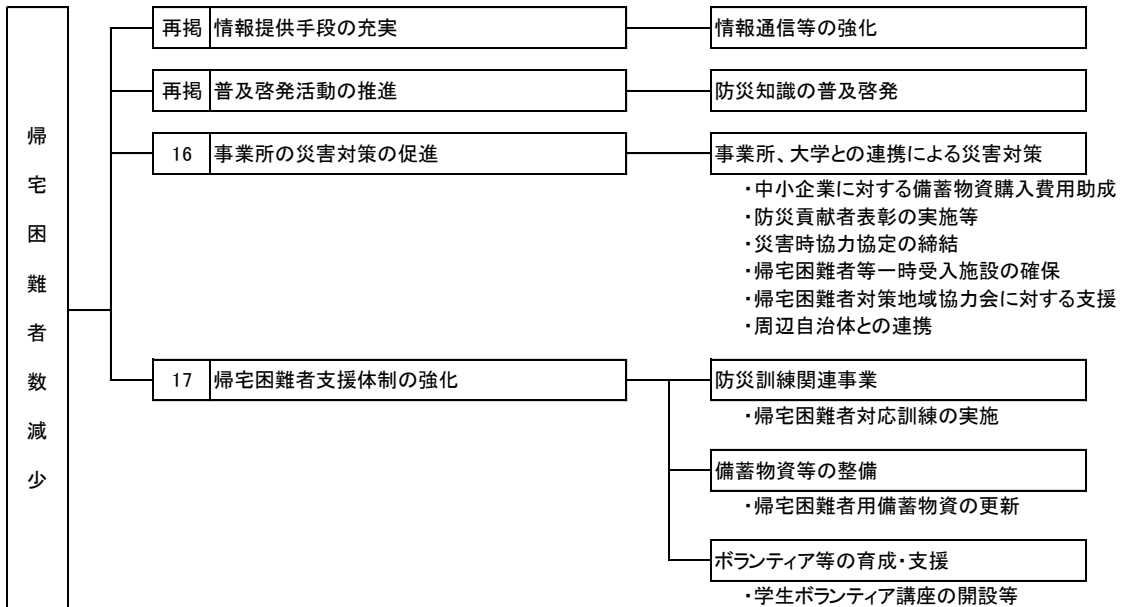
- ⑲ 火山対策の推進 **【新規】**
- ※ 上記施策目標の他、震災対策で掲げている施策目標④～⑩、⑬に準ずる。

- ◆**火山灰による被害の軽減**
- ・応急・復旧活動の確立
 - ・降灰対策整備の拡充
 - ・情報通信の確保

3 計画の体系図







4 施策の目標と取組み

死者数（災害関連死含む）減少への施策目標

- 千代田区の被害想定では、死亡原因が建物被害によるところが多いことから、耐震診断や耐震改修を行うことにより建物の安全性を高めるとともに、避難所生活における衛生面や健康面、精神面における健康管理など、避難者支援体制を強化することで、災害関連死を含む死者を減少させる。

1 建築物等の耐震化促進

● 建築物等の安全性の向上

	目標達成のための主な取組み	所管課
1	耐震基準を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。 また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物と、その防火設備・建築設備・昇降機等について、（昇降機等は全ての建築物で）定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。	建築指導課
2	小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業に対し、資金の融資あっせんを行う。	商工観光課
3	老朽化した幼稚園・小中学校の改築・改修等を計画的に推進する。	子ども施設課 施設経営課

2 道路・公園等の防災対策の推進

● 道路・橋梁・河川等の安全対策

	目標達成のための主な取組み	所管課
1	災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋の耐震補強、補修等や区内3か所の防災船着場の維持管理を行う。あわせて、河川情報システム、雨量計・水位計、西神田仮排水機所の保守点検を行う。	道路公園課

● オープンスペースの確保

	目標達成のための主な取組み	所管課
1	区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、計画的にバリアフリー化や災害時でも利用可能な公衆トイレを整備するなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。	道路公園課

3 室内の防災対策の促進

● 家具類の転倒・落下・移動防止対策

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	地震などで家具類が転倒・落下・移動しないよう、家具転倒防止器具の取り付けについて、普及啓発を行う。	災害対策・危機管理課

4 救出・救護体制の強化

● 救出、救護体制の整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	<p>日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、災害時救援・安否確認体制を強化するため、任意登録方式により、「安心生活見守り台帳」を整備する。</p> <p>この台帳の中で、「要配慮者」の定義に該当する者のうち、避難行動に支障がある者を「避難行動要支援者名簿」としてまとめ、要配慮者の救援・救護が円滑に行えるように、地域における平常時からの見守り体制を構築するとともに、実践的な救護体制を整備し、関係部署で必要な情報を共有・活用する。</p>	<p>障害者福祉課 在宅支援課 出張所 災害対策・危機管理課</p>
2	大規模な災害の発生に備え、関係機関による会議体の設置・開催、緊急医療救護所設置訓練の実施、緊急医療救護所用医薬品・資器材の備蓄等、関係機関が連携した実効性の高い医療救護体制整備を推進する。	<p>地域保健課 災害対策・危機管理課</p>
3	区営・区民住宅居住者による自衛消防訓練を実施する。	住宅課

● 防災訓練関連事業

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	全ての職員（教職員を含む）が、災害発生時に応急手当活動に従事した際、最低限の救命応急処置ができるよう、普通救命講習を受講し、技能の取得を図る。	災害対策・危機管理課

5 普及啓発活動の推進

● 防災知識の普及啓発

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	防災意識の普及啓発のため、防災パンフレット等（避難所案内図、防災対策総合ガイド等）各種印刷物の作成、配布や講演会の開催、地震体験車の運行を行う。また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行うとともに、災害時に自らの命を守り、被害を最小限に抑えた上、自宅での生活を維持するための事前の備えとしてのマイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。	災害対策・危機管理課
2	子どもの頃からの防災教育推進のため、区内全ての小学校で防災学習施設を活用した体験学習の実施、全中学校・中等教育学校で救命講習会を行うなど、様々な防災教育・訓練を実施する。	指導課

6 施設利用者の安全対策の推進

● 学校の安全対策の実施

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	東日本大震災の教訓を踏まえ改定した学校防災計画に基づく予防計画を推進する。	子ども総務課

● 区有施設の安全対策の実施

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	施設利用者の安全確保のため、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、図書館、学校等の安全を確保するための備蓄物資や災害対応マニュアルなどの災害対策を実施していく。また、指定管理者制度導入施設においても、各指定管理者と連携を図りながら、災害対策を推進していく。	災害対策・危機管理課

7 職員防災力の向上

● 職員の意識改革

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	防災週間及び東日本大震災の時期に防災服の一斉着用を行うとともに、庁内LAN、メールを活用し、職員に対する危機管理情報の提供と共有化を行うことにより防災意識を高める。	災害対策・危機管理課
2	発災時の応急対応業務を迅速に対処するため、職員別配置制度に基づく、担当別の訓練や防災専門研修への参加を促す。	災害対策・危機管理課

● 職員態勢の強化

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	職員態勢強化のため、災害対策本部運営訓練の実施や各避難所防災訓練への担当職員の参加、班別訓練等を実施する。	災害対策・危機管理課
2	危機管理に対し、より迅速に対応するため、千代田区危機管理対策本部会議の開催、千代田区安全・安心パトロールとの連携、職員の参集態勢を確立させる。	安全生活課 災害対策・危機管理課
3	千代田区内において、災害対策用職務住宅を整備し、夜間等、職員の勤務時間外に災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、初動体制にある職員の指揮・監督を行う要員を確保する。	災害対策・危機管理課
4	安全・安心メール、エリアメールを活用し、職員に対し、災害、危機管理情報の迅速な提供を行う。	災害対策・危機管理課
5	大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れられるように、応援要請や応援受入の体制・手順等を定めるなど必要に応じて各種マニュアルの見直しを実施する。また、災害に伴う通常業務の停止により区民生活に大きな影響を及ぼさないようにするために、優先して実施すべき業務の特定や業務執行体制の確立など必要に応じてBCPの改定を実施する。	災害対策・危機管理課
6	地震により被災した建築物の余震等による二次被害を防止し、区民等の生命・身体の安全を図るため、応急危険度判定員連絡協議会、講習会の開催及び応急危険度判定員の訓練を実施する。	建築指導課

8 避難者支援体制の強化

● 交通・輸送体制の整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	<p>負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。</p> <p>また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。</p>	道路公園課

● 防災訓練関連事業

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	<p>大規模災害発生時、家屋の倒壊やライフラインの切断等で、自宅で生活することが困難な区民が、主体的に避難所での円滑な運営ができるよう、実践的な避難所開設・運営実動訓練や図上訓練及び講座形式訓練等、千代田区の地域特性に合わせた避難所防災訓練を行う。</p>	出張所 災害対策・危機管理課

● 避難所の運営及び整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	<p>避難所では、区民の安定的な避難生活の確保及び円滑な管理運営が行われることが必要であるため、避難所ごとに設置した避難所運営協議会を開催し、マニュアルの見直しや役割分担の再確認などを行う。また、各避難所で3日間を過ごせるだけの食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備するとともに避難所の快適性向上のため冷暖房設備等の整備を推進する。</p>	災害対策・危機管理課

● ボランティア等の育成・支援

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	<p>社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため災害ボランティアセンターの機能強化や災害ボランティアコーディネーターの養成のため、学習会や訓練を実施する。また、大学等の協力の意識を高めるために、学生ボランティアの避難所防災訓練等への参加を促すとともに学生ボランティア講座への参加協力を行う。</p>	福祉総務課 災害対策・危機管理課

● 避難者の健康管理

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	避難所生活の衛生面や健康面、精神面における支援のために、医療救護活動拠点班や衛生、保健班等を編成し、避難者の健康管理や健康相談・感染症予防などの巡回診療等をすべての避難所等で行い、避難者の生命を再び危機にさらさない災害時の医療体制を整備する。	地域保健課 災害対策・危機管理課

9 要配慮者対策の推進

● 女性や要配慮者等に配慮した避難所運営

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	女性視点など多様性にも配慮した防災対策を推進するため、避難所運営協議会等の地域防災組織および日常的な防災活動への女性の参加を促進する。さらに性的マイノリティや地域社会の多様性を反映するため、幅広い層の参加を促進していく。また、高齢者、子ども、障害者等要配慮者である災害弱者に配慮した、避難所運営マニュアルの改定や備蓄物資の充実を図る。	福祉総務課 国際平和・男女平等人権課 災害対策・危機管理課

● 福祉避難所の運営体制の整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	福祉避難所を実践的に運営するための要資格者の必要人数や収容定員数、必要資器材等について定めた福祉避難所ガイドラインの策定及び各福祉避難所の運営マニュアルを作成する。 また、これらのマニュアル等に基づく福祉避難所開設・運営訓練を定期的実施することにより運営態勢を整え、災害時の円滑な対応を実現する。	福祉総務課 災害対策・危機管理課

◆ 施策目標の実現に関する指標

指 標		現 状 値 (調査年度)	上半期目標値 (平成 32 年度)	下半期目標値 (平成 32 年度)
耐震基準を満たしている建築物の割合 【該当項目 1】	住 宅	89.7% (平成 26 年度)	95.0%	100%
	民間特定建築物	88.1% (平成 26 年度)	95.0%	100%
	(参 考) 区所有建築物	100% (平成 28 年度)	—	—
家具類の転倒・落下・移動防止器具の 取付け実施世帯【該当項目 3】		62.3% (平成 29 年度)	70.0%	80.0%
3 日分の物資を備蓄 している家庭 【該当項目 5】	飲 料 水	34.8% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	食 料 品	24.4% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	携帯トイレ	13.3% (平成 29 年度)	30.0%	60.0%

避難者数減少への施策目標

- 災害時に想定される避難者について、家具類の転倒・落下・移動防止対策や家庭での備蓄推進など自助の取り組みを普及啓発し、マンションに対し、防災計画策定の促進や資器材等購入助成などの支援を行うとともに、電線の地中化推進や上下水道、ガスの耐震化について働きかけを行うなど、ライフライン施設の安全化を図ることで、避難者を減少させる。

【再掲】建築物等の耐震化促進

● 建築物等の安全性向上

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	耐震基準を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。 また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物と、その防火設備・建築設備・昇降機等について、(昇降機等は全ての建築物で) 定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。	建築指導課
2	小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業に対し、資金の融資あっせんを行う。	商工観光課

【再掲】室内の防災対策の促進

● 家具類の転倒・落下・移動防止対策

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	地震などで家具類が転倒・落下・移動しないよう、家具転倒防止器具の取り付けについて、普及啓発を行う。	災害対策・危機管理課

【再掲】普及啓発活動の推進

● 防災知識の普及啓発

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	防災意識の普及啓発のため、防災パンフレット等（避難所案内図、防災対策総合ガイド等）各種印刷物の作成、配布や講演会の開催、地震体験車の運行を行う。また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行うとともに、災害時に自らの命を守り、被害を最小限に抑えた上、自宅での生活を維持するための事前の備えとしてのマイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。	災害対策・危機管理課
2	子どもの頃からの防災教育推進のため、区内全ての小学校で防災学習施設を活用した体験学習の実施、全中学校・中等教育学校で救命講習会を行うなど、様々な防災教育・訓練を実施する。	指導課

【再掲】施設利用者の安全対策の推進

● 学校の安全対策の実施

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	東日本大震災の教訓を踏まえ改定した学校防災計画に基づく予防計画を推進する。	子ども総務課

● 区有施設の安全対策の実施

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	施設利用者の安全確保のため、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、図書館、学校等の安全を確保するための備蓄物資や災害対応マニュアルなどの災害対策を実施していく。また、指定管理者制度導入施設においても、各指定管理者と連携を図りながら、災害対策を推進していく。	災害対策・危機管理課

【再掲】職員防災力の向上

● 職員の意識改革

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	防災週間及び東日本大震災の時期に防災服の一斉着用を行うとともに、庁内LAN、メールを活用し、職員に対する危機管理情報の提供と共有化を行うことにより防災意識を高める。	災害対策・危機管理課
2	発災時の応急対応業務を迅速に対処するため、職員別配置制度に基づく、担当別の訓練や防災専門研修への参加を促す。	災害対策・危機管理課

● 職員態勢の強化

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	職員態勢強化のため、災害対策本部運営訓練の実施や各避難所防災訓練への担当職員の参加、班別訓練等を実施する。	災害対策・危機管理課
2	危機管理に対し、より迅速に対応するため、千代田区危機管理対策本部会議の開催、千代田区安全・安心パトロールとの連携、職員の参集態勢を確立させる。	安全生活課 災害対策・危機管理課
3	千代田区内において、災害対策用職務住宅を整備し、夜間等、職員の勤務時間外に災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、初動体制にある職員の指揮・監督を行う要員を確保する。	災害対策・危機管理課
4	安全・安心メール、エリアメールを活用し災害、危機管理情報の迅速な提供を行う。	災害対策・危機管理課
5	大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れられるように、応援要請や応援受入の体制・手順等を定めるなど必要に応じて各種マニュアルの見直しを実施する。また、災害に伴う通常業務の停止により区民生活に大きな影響を及ぼさないようにするために、優先して実施すべき業務の特定や業務執行体制の確立など必要に応じてBCPの改定を実施する。	災害対策・危機管理課
6	地震により被災した建築物の余震等による二次被害を防止し、区民等の生命・身体の安全を図るため、応急危険度判定員連絡協議会、講習会の開催及び応急危険度判定員の訓練を実施する。	建築指導課

10 地域の防災対応力の向上

● 地域防災組織の充実

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	地域防災組織に対し、必要資器材の提供及び資器材の整備補助や町会単一又は複数の町会が合同で、消防署及び区と防災訓練を実施することにより、地域における防災力の向上と自主防災体制の確立・強化を図る。	災害対策・危機管理課
2	地域における防災リーダー育成のため、防災士資格の取得補助や講習会を行うとともに、地域の防災力向上のため、地区防災活動に対し助言や補助事業などの支援を行っていく。	災害対策・危機管理課

11 高層住宅における防災対策の推進

● マンション防災対策の推進

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	まちみらい千代田と連携し、マンションにおける防災対策の推進のため、防災計画策定の促進、災害用資器材等購入費用助成、AEDの配布、エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布、防災訓練の支援を行う。	災害対策・危機管理課

● マンションの安全・安心居住助成

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	まちみらい千代田と連携し、マンション居住者の移動手段等安全性確保のため、共用階段に「手すり」等を設置した場合、エレベーターに①「地震時管制運転装置」や②「戸開走行保護装置」を新たに設置した場合、①・②の装置に加えて「停電時自動着床装置」の設置を含むエレベーター更新を行った場合、防犯カメラを設置した場合についてその費用の一部を助成する。	災害対策・危機管理課

12 ライフラインの早期復旧

● ライフライン施設の安全化

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	災害時の救助救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線の地中化を推進する。	道路公園課
2	災害時に水道の供給が停止した場合に備え、都と連携し、応急給水槽及び応急給水栓等による給水態勢づくりを推進する。また、電気設備、上下水道やガスの耐震化の促進について、都をはじめとする関係機関に連絡会議等を通じて働きかけを行う。	災害対策・危機管理課

13 情報提供手段の充実

● 情報通信等の強化

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。	災害対策・危機管理課
2	災害時やその他の事件等が発生したときに「火災情報や避難情報等、災害に関する情報」、「子どもたちの安全・安心に関する情報」、「健康に関する情報」を安全・安心メールにより配信し、区民の安全・安心を確保する。	子ども総務課 地域保健課 消費生活センター 安全生活課 環境政策課 災害対策・危機管理課
3	災害時におきる一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線LAN環境の整備を推進する。	商工観光課 IT推進課 災害対策・危機管理課
4	区民の安全安心確保のため、災害時においては、有用な情報を素早く集め、情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集・伝達手段を検討する。	災害対策・危機管理課
5	外国人住民・観光客等に対して情報提供できるよう、防災行政無線の多言語放送を行うとともに、メール配信サービスなどの多言語化を推進していく。加えて、外国人が安全な場所に避難するなど適切な防災行動が出来るように多言語によるパンフレット等を作成、配布する。	災害対策・危機管理課

14 復興体制の強化

● 復興体制づくり

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	大規模災害発生時において、他の地方公共団体等から人的・物的支援を円滑に受け入れるため、受援の観点から既存の災害対応業務に関する各種マニュアルの見直しを総合的に行い、その後、適宜見直しを行う。	災害対策・危機管理課
2	り災証明発行や生活再建支援に係るシステムを適切に維持管理するとともに、運用のための訓練を実施する。	災害対策・危機管理課
3	災害時に発生するがれき等の廃棄物処理について、対応マニュアルを整備する。	道路公園課 千代田清掃事務所 災害対策・危機管理課
4	被災者の生活再建のため、住宅の供給など支援対策を推進する。	建築指導課 住宅課 災害対策・危機管理課

● 事前復興計画の策定

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	災害時の復興都市づくりを円滑に始動し、迅速かつ着実な復興の実現のため、あらかじめ震災復興計画を作成する。	景観・都市計画課 災害対策・危機管理課

◆ 施策目標の実現に関する指標

指 標		現 状 値 (調査年度)	上半期目標値 (平成 32 年度)	下半期目標値 (平成 36 年度)
耐震基準を満たしている建築物の割合 【該当項目再掲】	住 宅	89.7% (平成 26 年度)	95.0%	100%
	民間特定建築物	88.1% (平成 26 年度)	95.0%	100%
	(参 考) 区 所 有 建 築 物	100% (平成 28 年度)	—	—
家具類の転倒・落下・移動防止器具の 取付け実施世帯【該当項目再掲】		62.3% (平成 29 年度)	70.0%	80.0%
3 日分の物資を備蓄 している家庭 【該当項目再掲】	飲 料 水	34.8% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	食 料 品	24.4% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	携帯トイレ	13.3% (平成 29 年度)	30.0%	60.0%
千代田区防災士認証者数（在勤者含 む）【該当項目 10】		266 人 (平成 29 年度)	350 人	500 人
区道（幅員 11m 以上）の電線類の地中 化率【該当項目 12】		68.0% (平成 28 年度)	70.0%	72.0%
安全・安心メール登録件数 【該当項目 13】		9,685 件 (平成 29 年度)	14,000 件	20,000 件

建築物の全壊棟数・出火件数減少への施策目標

- 建築物の倒壊や焼失による建築物の全壊棟数について、耐震診断や耐震改修を行うことにより建物の安全性を高めるとともに、消防団に対する補助金の交付や装備助成、区内全域にへの消火器の配備を行うなど、消火、救助体制を整備することで全壊棟数を減少させる。

【再掲】建築物等の耐震化促進

● 建築物等の安全性向上

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	耐震基準を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。 また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物と、その防火設備・建築設備・昇降機等について、(昇降機等は全ての建築物で) 定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。	建築指導課
2	小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業に対し、資金の融資あっせんを行う。	商工観光課

15 火災対応力の強化

● 消火・救助体制の整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	消防団活動の充実を図り、区の防災活動をより確固たるものとするため、地域防災活動において重要な一翼を担う消防団に対し、補助金の交付及び装備助成を行う。	災害対策・危機管理課
2	災害時における初期消火態勢整備のため、区内全域に消火器を配備し、保守管理を行う。	災害対策・危機管理課

◆ 施策目標の実現に関する指標

指 標		現 状 値 (調査年度)	上半期目標値 (平成 32 年度)	下半期目標値 (平成 36 年度)
耐震基準を満たしている建築物の割合 【該当項目再掲】	住 宅	89.7% (平成 26 年度)	95.0%	100%
	民間特定建築物	88.1% (平成 26 年度)	95.0%	100%
	(参 考) 区 所 有 建 築 物	100% (平成 28 年度)	100%	100%

帰宅困難者数減少のための施策目標

- 災害時に発生すると想定される約 50 万人の帰宅困難者について、中小企業に対する備蓄物資の助成や普及啓発を行うことにより、事業所における備蓄を推進し、「一斉帰宅の抑制」を図るとともに、帰宅困難者対策地域協力会への支援や訓練、帰宅困難者一時受入施設の確保など事業所との連携を進めることで、行き場のない帰宅困難者を減少させる。

【再掲】 情報提供手段の充実

● 情報通信等の強化

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。	災害対策・危機管理課
2	災害時やその他の事件等が発生したときに「火災情報や避難情報等、災害に関する情報」、「子どもたちの安全・安心に関する情報」、「健康に関する情報」を安全・安心メールにより配信し、区民の安全・安心を確保する。	子ども総務課 地域保健課 消費生活センター 安全生活課 環境政策課 災害対策・危機管理課
3	災害時におきる一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線 LAN 環境の整備を推進する。 また、災害時特設公衆電話設置拡大のため、帰宅困難者等一時受入施設に対し、支援を行っていく。	商工観光課 IT 推進課 災害対策・危機管理課
4	外国人住民・観光客等に対して情報提供できるよう、防災行政無線の多言語放送を行うとともに、メール配信サービスなどの多言語化を推進していく。加えて、外国人が安全な場所に避難するなど適切な防災行動が出来るように多言語によるパンフレット等を作成、配布する。	災害対策・危機管理課

【再掲】普及啓発活動の推進

● 防災知識の普及啓発

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	防災意識の普及啓発のため、防災パンフレット等（避難所案内図、防災対策総合ガイド等）各種印刷物の作成、配布や講演会の開催、地震体験車の運行を行う。また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行うとともに、災害時に自らの命を守り、被害を最小限に抑えた上、自宅での生活を維持するための事前の備えとしてのマイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。	災害対策・危機管理課
2	子どもの頃からの防災教育推進のため、区内全ての小学校で防災学習施設を活用した体験学習の実施、全中学校・中等教育学校で救命講習会を行うなど、様々な防災教育・訓練を実施する。	指導課

16 事業所の災害対策の促進

● 事業所、大学との連携による災害対策

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	事業所における備蓄を推進するため、中小事業所が購入する備蓄物資の助成を行う。	災害対策・危機管理課
2	事業所の防災意識を高めるため、防災への取組みが顕著な企業・団体等を防災貢献者として表彰や防災に関する講演会を実施する。また、区内事業所の防災に対する意向・要望・意識等について定期的にアンケート調査を実施し分析を行う。	災害対策・危機管理課
3	各大学・区内私立小・中・高等学校、専門学校との協定をきっかけに、様々な分野で災害に関する協力関係を築き、連携を深めていく。	災害対策・危機管理課
4	帰宅困難者の発生を事前に抑制するため、事業者には建物内に留まることを呼びかけるとともに、来街者など留まるべき建物がない方が一時避難できる民間施設を確保する。また、帰宅困難者における要配慮者対策について、東京都や帰宅困難者対策地域協力会等関係機関と連携し、推進していく。	災害対策・危機管理課
5	帰宅困難者対策地域協力会の活動推進のため、助成制度等を整備し、支援していく。	災害対策・危機管理課
6	無線通信等の訓練連携や救援物資の配布等、周辺自治体と災害時における帰宅困難者対策に関する連携を図る。	災害対策・危機管理課

17 帰宅困難者支援体制の強化

● 防災訓練関連事業

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	災害時における事業所の責務である自助・協力の精神を認識してもらい、防災意識、地域防災力の向上を図るために、帰宅困難者地域協力会と区等が協力し、帰宅困難者に対する情報提供や飲料水等の支援及び避難誘導、救助・救護に対する訓練等を実施する。	災害対策・危機管理課

● 備蓄物資等の整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	帰宅困難者等一時受入施設での物資配給のために、帰宅困難者用備蓄物資の適切な維持、更新を図る。	災害対策・危機管理課

● ボランティア等の育成・支援

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため災害ボランティアセンターの機能強化や災害ボランティアコーディネーターの養成のため、学習会や訓練を実施する。また、大学等の協力の意識を高めるために、学生ボランティアの避難所防災訓練等への参加を促すとともに学生ボランティア講座への参加協力を行う。	福祉総務課 災害対策・危機管理課

◆ 施策目標の実現に関する指標

指 標		現 状 値 (調査年度)	上半期目標値 (平成 32 年度)	下半期目標値 (平成 36 年度)
安全・安心メール登録件数 【該当項目再掲】		9,685 件 (平成 29 年度)	14,000 件	20,000 件
3 日分の物資を備蓄 している事業所 【該当項目 16】	飲 料 水	36.3% (平成 29 年度)	40.0%	50.0%
	食 料 品	32.4% (平成 29 年度)	40.0%	50.0%
	携帯トイレ	22.9% (平成 29 年度)	30.0%	50.0%
帰宅困難者一時受入施設の確保 【該当項目 17】		35,510 人 (平成 29 年度)	60,000 人	100,000 人

風水害による人的・物的被害の最小限化のための施策目標

- 風水害時において、台風発生から最接近まで時間ごとの防災体制を明確にした「タイムライン」に基づき必要な対策を行う。避難勧告等の情報伝達においては、迅速かつ正確に行うために、河川情報システムなどの各種整備の保守点検を定期的に行うとともに、より有効な災害情報の収集・伝達を行う。また、関係機関との連携した水防訓練を実施することで、逃げ遅れによる人的被害の発生を防ぎ、物的被害を最小限にとどめる。

18 風水害対応力の強化

● 水防体制の整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	<p>水防法の規定に基づき、区地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等施設を指定し、避難確保・浸水防止計画の作成・提出を義務付けていることから、逃げ遅れによる人的被害を発生させないようにするため、すべての指定施設に整備させる。</p> <p>水害時においては、有用な情報を素早く集め、避難勧告等の情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集、伝達を行う。</p> <p>また、荒川・日本橋川・神田川の浸水想定区域見直し等を踏まえて、既存のハザードマップを改定し、配布・周知する。</p>	災害対策・危機管理課
2	<p>洪水高潮等による河川の氾濫並びに台風や集中豪雨に伴う都市型水害による被害を軽減するため、消防署・消防団等の防災機関と連携して訓練を実施する。</p>	道路公園課 災害対策・危機管理課
3	<p>大雨洪水による被害を未然に防ぐため、水害発生地域の路上へ土のう配置、大雨洪水警報発令時の水防活動の実施、透水性舗装の洗浄、浸透ます及び雨水ますの清掃などを必要に応じて行う。また、全公共施設・民間施設（敷地面積 500 m²以上）への雨水流出抑制施設計画書提出の義務付けと施設整備指導を行う。</p>	道路公園課
4	<p>災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋の耐震補強、補修等や区内 3 か所の防災船着場の維持管理を行う。あわせて、河川情報システム、雨量計・水位計、西神田仮排水機所の保守点検を行う。</p>	道路公園課

● 強風対策の推進

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	<p>強風による広告物の事故を防ぐため、設置の適正化及び維持管理について改善指導を行う。</p>	環境まちづくり総務課

※ 上記施策目標の他、震災対策で掲げている施策目標 4～10、13 に準ずる。

◆ 施策目標の実現に関する指標

指 標		現 状 値 (調査年度)	上半期目標値 (平成 32 年度)	下半期目標値 (平成 36 年度)
安全・安心メール登録件数 【該当項目再掲】		9,685 件 (平成 29 年度)	14,000 件	20,000 件
3 日分の物資を備蓄 している家庭 【該当項目再掲】	飲 料 水	34.8% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	食 料 品	24.4% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	携帯トイレ	13.3% (平成 29 年度)	30.0%	60.0%
地下街等の避難訓練等の実施率 【該当項目 18】		25.0% (平成 27 年度)	70.0%	100.0%

火山灰による被害の軽減のための施策目標

- 火山噴火時の被害に対し、降灰対策用物資の整備拡充を図り、降灰情報の収集、伝達体制を整えることで、火山灰による健康被害を低減させるとともに、降灰除去体制づくりを行うことで、早急な復旧を目指す。

19 火山対策の推進

● 備蓄物資等の整備

	目標達成のための主な取り組み	所管課
1	火山灰による健康被害を低減させるため、降灰対策用の物資として、震災対策用の備蓄物資に加え、防塵マスク、粉じん対策用ゴーグル等の整備拡充を図る。	災害対策・危機管理課
2	降灰の影響をあらかじめ予測し、被害を軽減するため、降灰被害発生時の降灰情報の伝達、被害状況の把握及び降灰除去等について、体制づくりを行う。	災害対策・危機管理課

※ 上記施策目標の他、震災対策で掲げている施策目標4～10、13に準ずる。

◆ 施策目標の実現に関する指標

指 標		現 状 値 (調査年度)	上半期目標値 (平成 32 年度)	下半期目標値 (平成 36 年度)
安全・安心メール登録件数 【該当項目再掲】		9,685 件 (平成 29 年度)	14,000 件	20,000 件
3日分の物資を備蓄 している家庭 【該当項目再掲】	飲 料 水	34.8% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	食 料 品	24.4% (平成 29 年度)	50.0%	60.0%
	携帯トイレ	13.3% (平成 29 年度)	30.0%	60.0%
防塵マスク、粉じん対策用ゴーグルの 備蓄数【該当項目 19】		12,000 個 (平成 29 年度)	30,000 個	60,000 個

Ⅲ 資料編

1 防災に関する基礎資料

1) 千代田区に関する資料

◆ 千代田区の被害想定（東京湾北部でM7.3の地震が発生した場合）

想定項目		千代田区			東京都			
条 件	規 模	東京湾北部地震M7.3			東京湾北部地震M7.3			
	時期及び時刻	冬の朝5時	冬の昼12時	冬の夕18時	冬の朝5時	冬の昼12時	冬の夕18時	
	風 速	8 m/秒			8 m/秒			
	最 大 震 度	震度6強			震度7			
人 的 被 害	死 者	33人	336人	273人	7,649人	6,296人	9,641人	
	原因別	建物被害等	33人	333人	271人	6,927人	4,972人	5,378人
		地震火災	0人	1人	1人	540人	1,138人	4,081人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	0人	1人	1人	183人	186人	183人
	負傷者 (うち重傷者)	916人 (127人)	12,858人 (1,679人)	10,364人 (1,355人)	138,804人 (18,073人)	134,854人 (18,267人)	147,611人 (21,893人)	
	原因別	ゆれ液化化による建物倒壊	905人	12,822人	10,333人	133,140人	126,530人	125,964人
		地震火災	1人	24人	20人	1,725人	4,381人	17,709人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	11人	13人	12人	3,939人	3,943人	3,938人
	屋内収容物の移動・転倒 (参考値)	41人	657人	525人	6,167人	6,665人	6,211人	
	物 的 被 害	建物被害（全壊）	835棟	835棟	835棟	116,224棟	116,224棟	116,224棟
建物被害（半壊）		1,775棟	1,775棟	1,775棟	329,484棟	329,484棟	329,484棟	
焼失棟数		1棟	2棟	2棟	21,240棟	54,417棟	201,249棟	
ライフライン		電力施設（停電率）	31.5%	31.5%	31.5%	11.9%	12.9%	17.6%
		通信施設（不通率）	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	2.6%	7.6%
		ガス施設（支障率）	83.1~100%			26.8~74.2%		
		上水道施設（断水率）	52.0%			34.5%		
	下水道施設（被害率）	28.8%			23.0%			
そ の 他	帰宅困難者の発生	—	501,355人	501,355人	—	4,714,314人	4,714,314人	
	避難者の発生（ピーク時）	11,072人	11,076人	11,076人	2,656,898人	2,788,191人	3,385,489人	
	避難生活者数	7,197人	7,199人	7,200人	1,726,984人	1,812,324人	2,200,568人	
	エレベーター閉じ込め台数	645台	645台	645台	7,008台	7,096台	7,473台	
	災害時要援護者死者数	13人	7人	7人	3,654人	2,934人	4,921人	
	自力脱出困難者	324人	4,417人	3,563人	60,844人	56,531人	56,666人	
	震災廃棄物	60万 t	60万 t	60万 t	3,882万 t	3,957万 t	4,289万 t	

参考資料：東京都防災会議（2012）『首都直下型地震等による東京の被害想定』

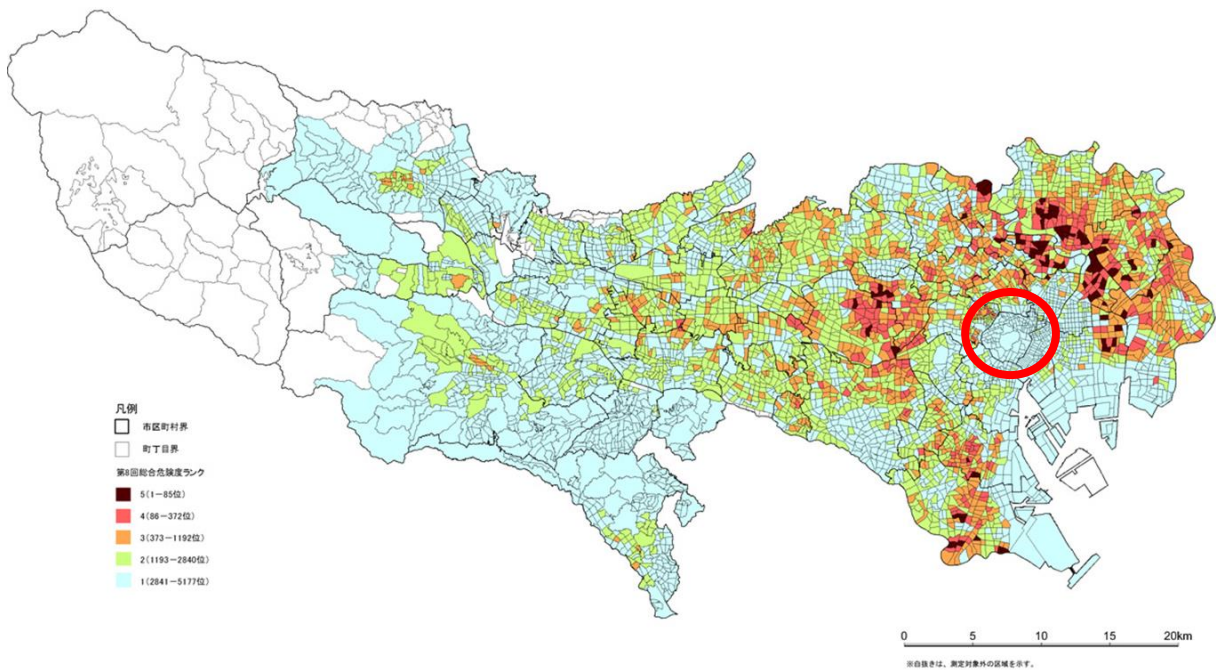
◆ 地震に関する地域危険度

東京都では東京都震災対策条例第 12 条に基づき地域の危険度を調査し、その結果を都民に公表しています。「地域危険度」とは、ある地域が地震に対して持っている危険性の度合いで、調査にあたっては、東京都地域を町丁目ごとに、1 から 5 までの 5 段階で相対評価しています。その中でも、「総合危険度」は、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」を合算し、一つの指標で分かりやすくし、地域の危険性を考える糸口として作成しており、千代田区の総合危険度は低くランクされています。

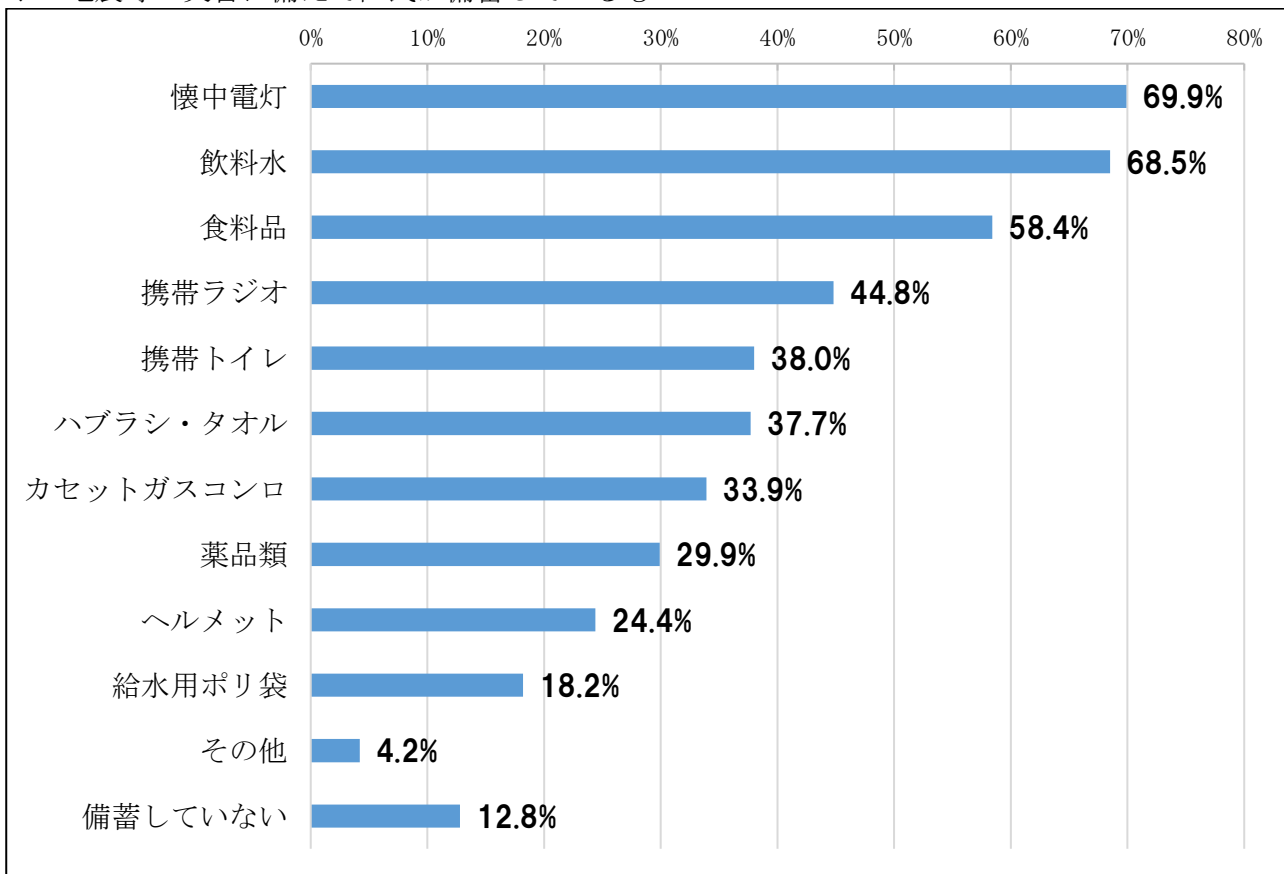
○ 調査の目的

- (1) 地震災害に強い都市づくりの指標とする。
- (2) 地震対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

○ 地域危険度マップ

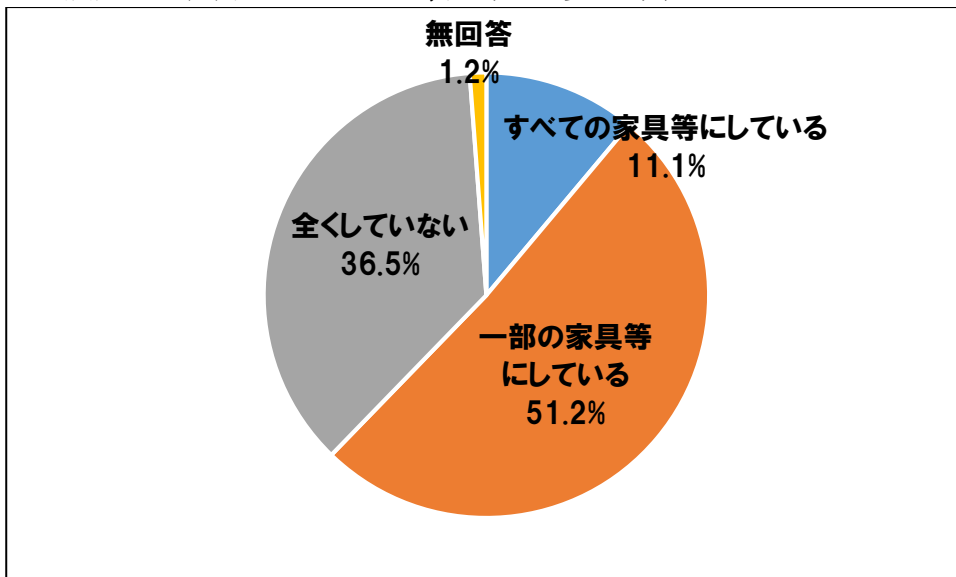


◆ 地震等の災害に備えて区民が備蓄しているもの



出典：『第 43 回千代田区民世論調査』（平成 29 年）

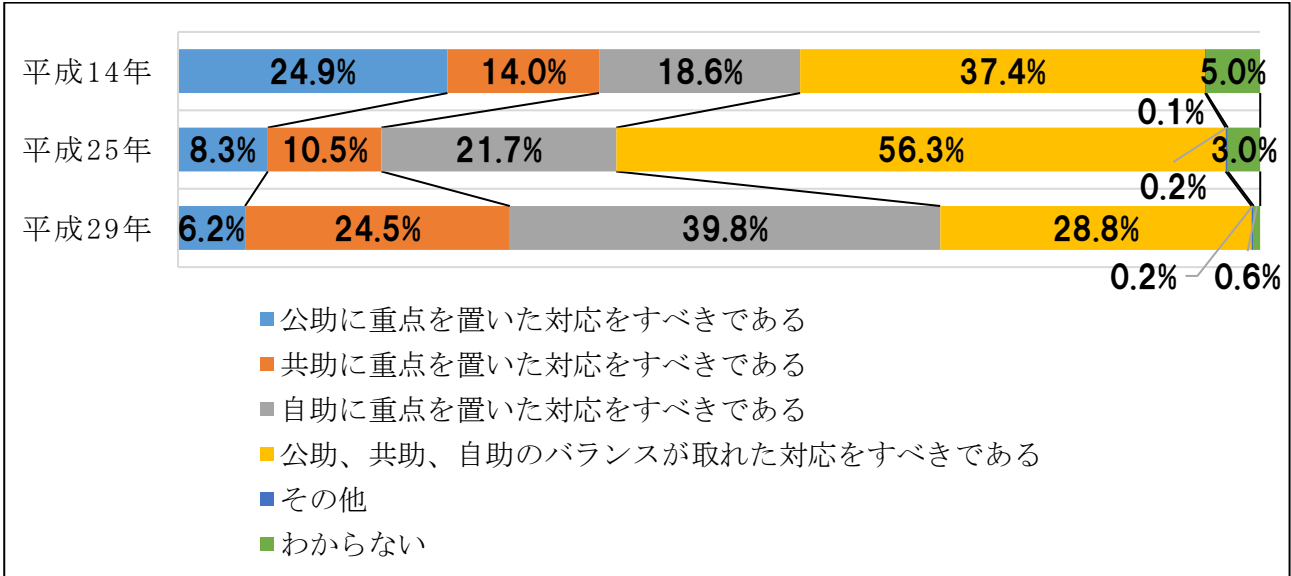
◆ 震災時に転倒の恐れがある家具等への安全対策



出典：『第 43 回千代田区民世論調査』（平成 29 年）

2) 過去の震災等に関する資料

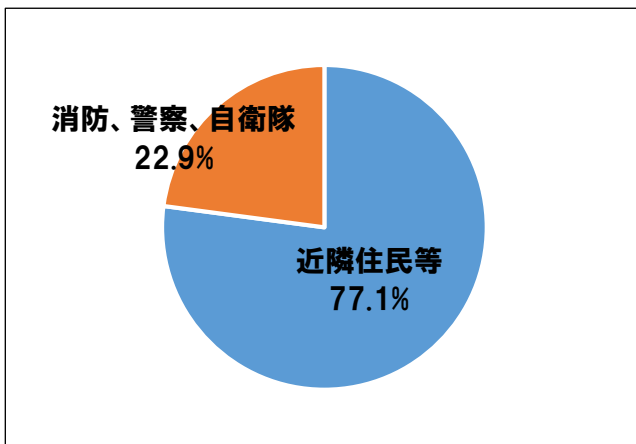
◆ 自助・共助・公助の対策に関する意識



出典：内閣府（平成29年）『防災白書』

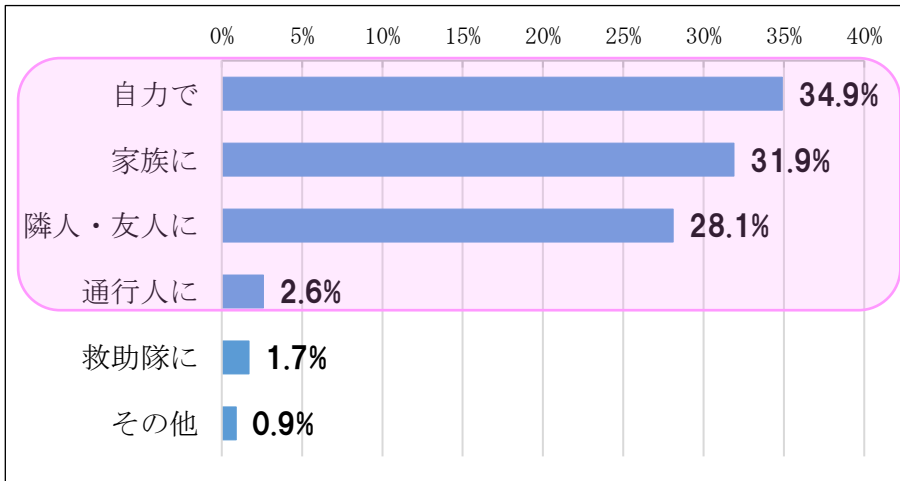
◆ 阪神・淡路大震災に関する資料

○ 救助の主体



出典：河田恵昭（1997）『大規模地震災害による人的被害の予測』

○ 住民による救助・救出活動



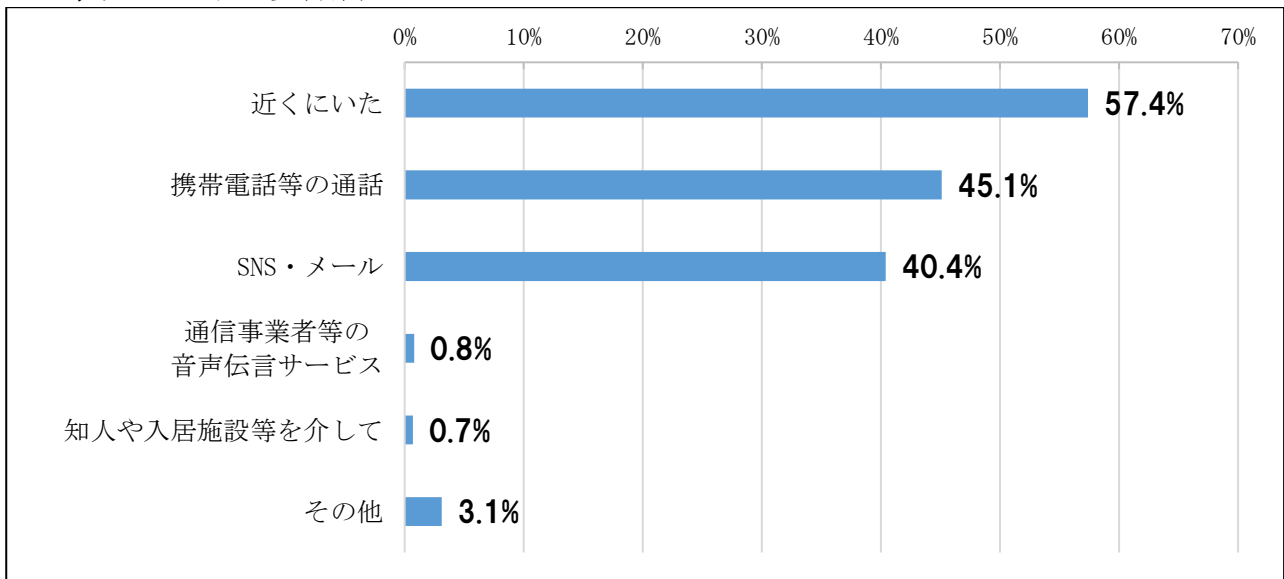
自助・共助
97.5%

出典：日本火災学会（1996）『1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書』

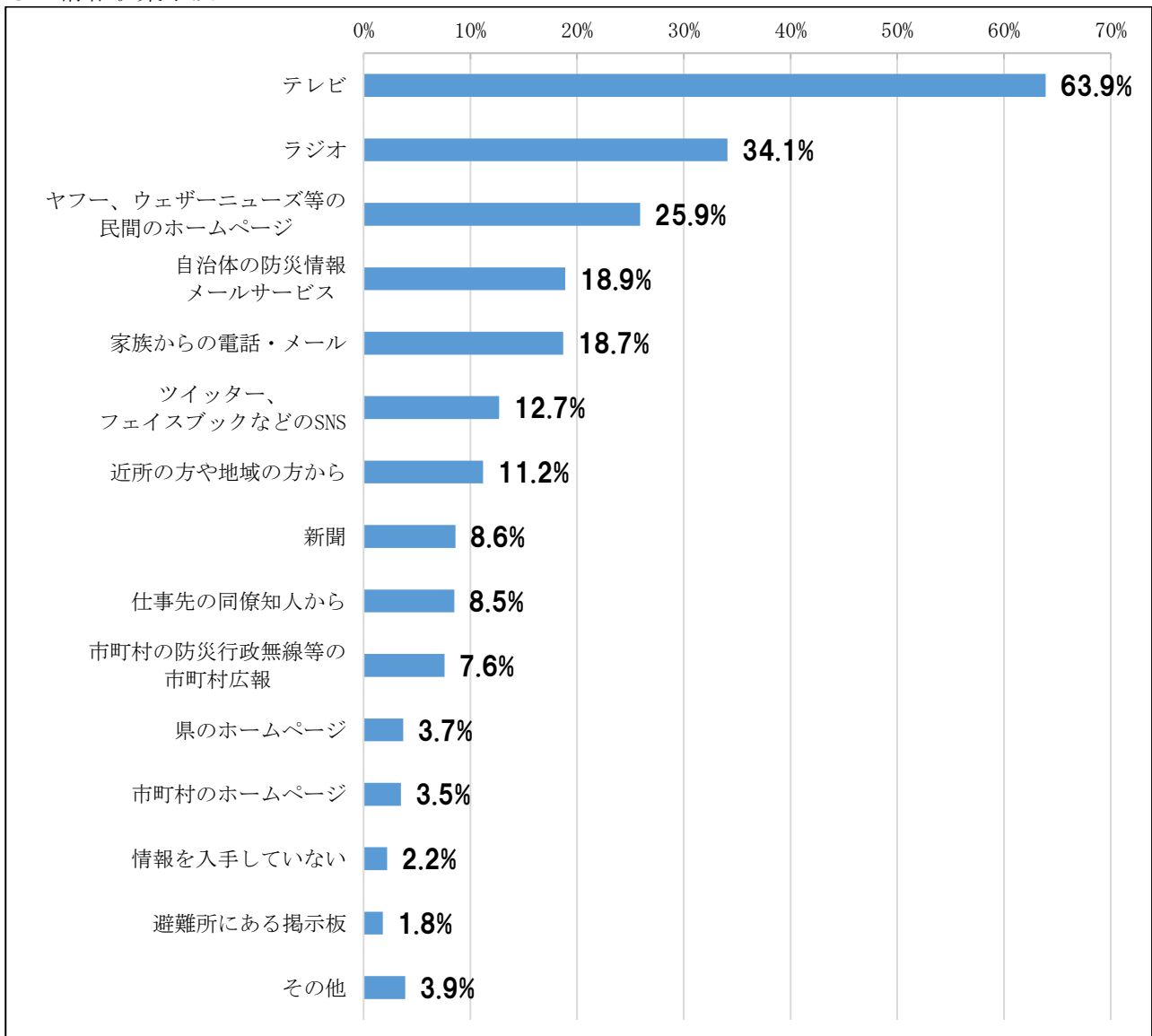
◆ 熊本地震に関する資料

出典：熊本県（2017）『平成 28 年熊本地震に関する県民アンケート調査結果報告書』

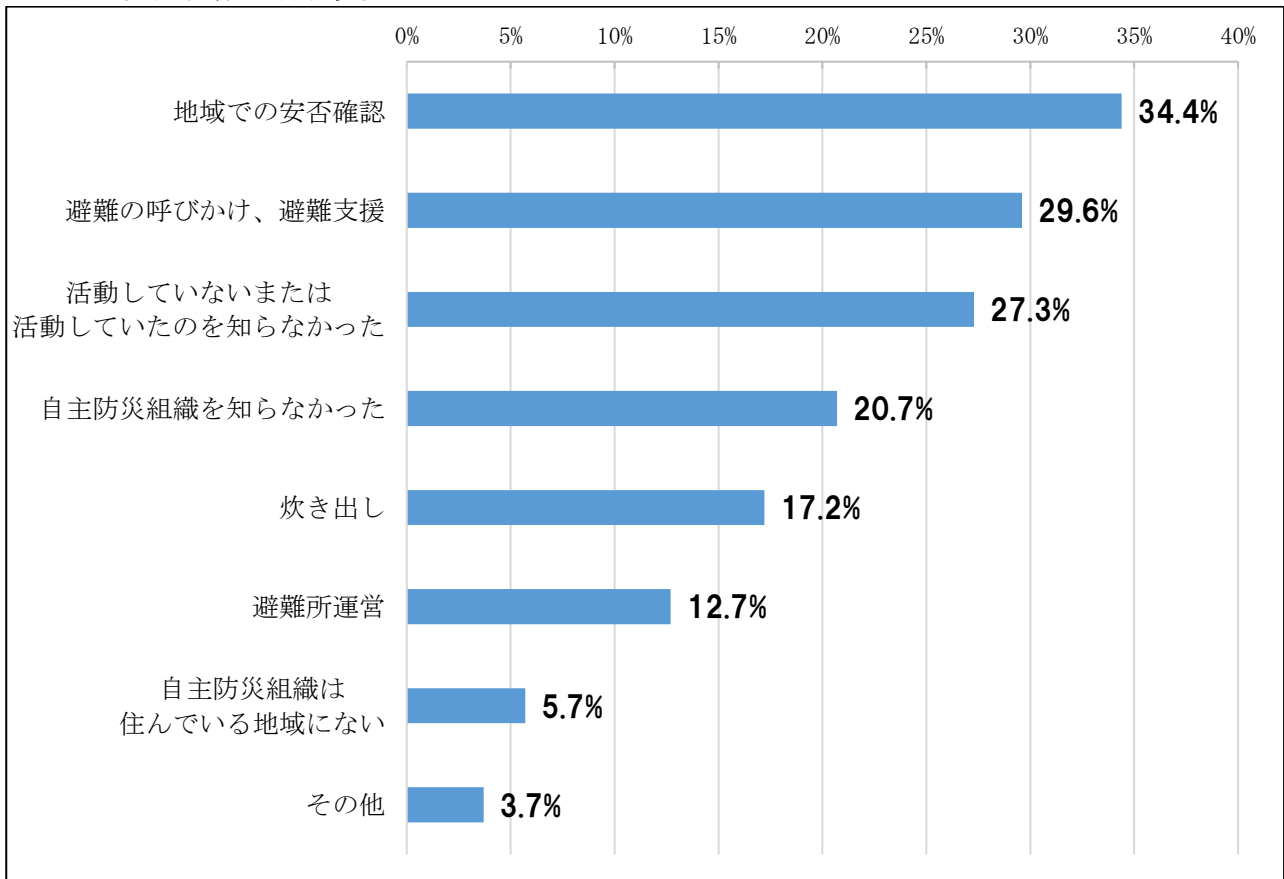
○ 家族との連絡・安否確認手段



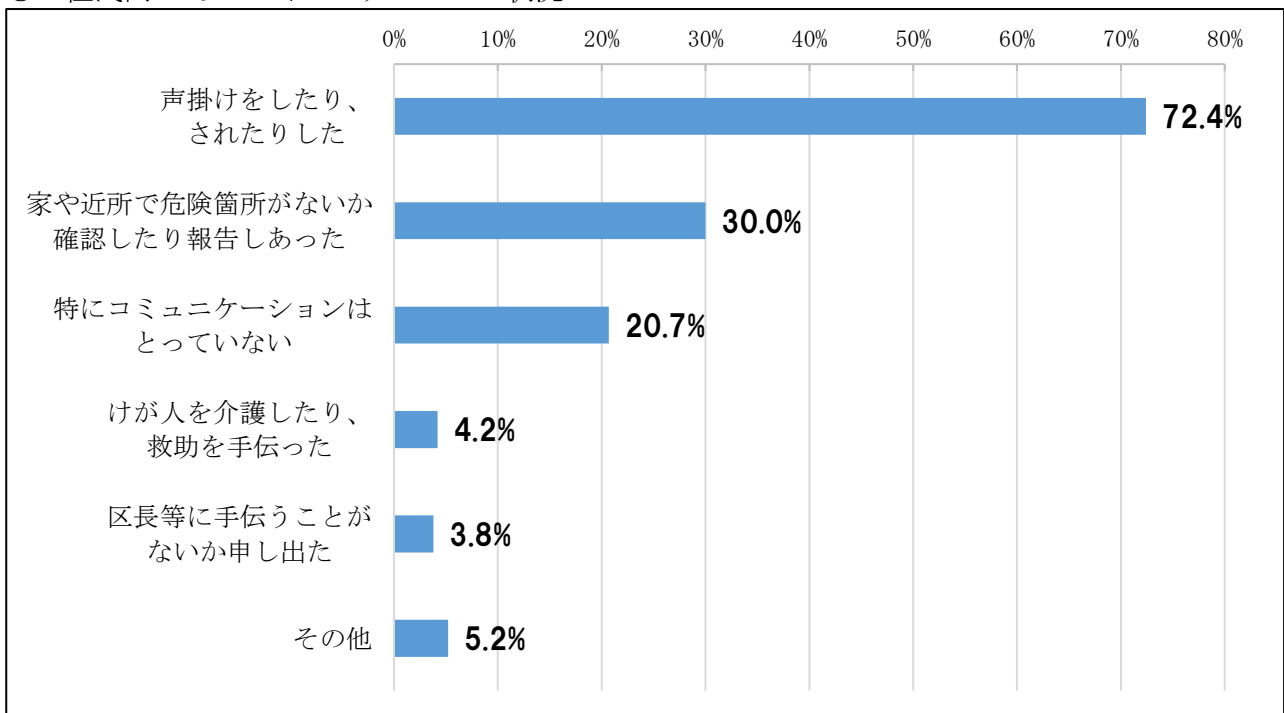
○ 情報収集手段



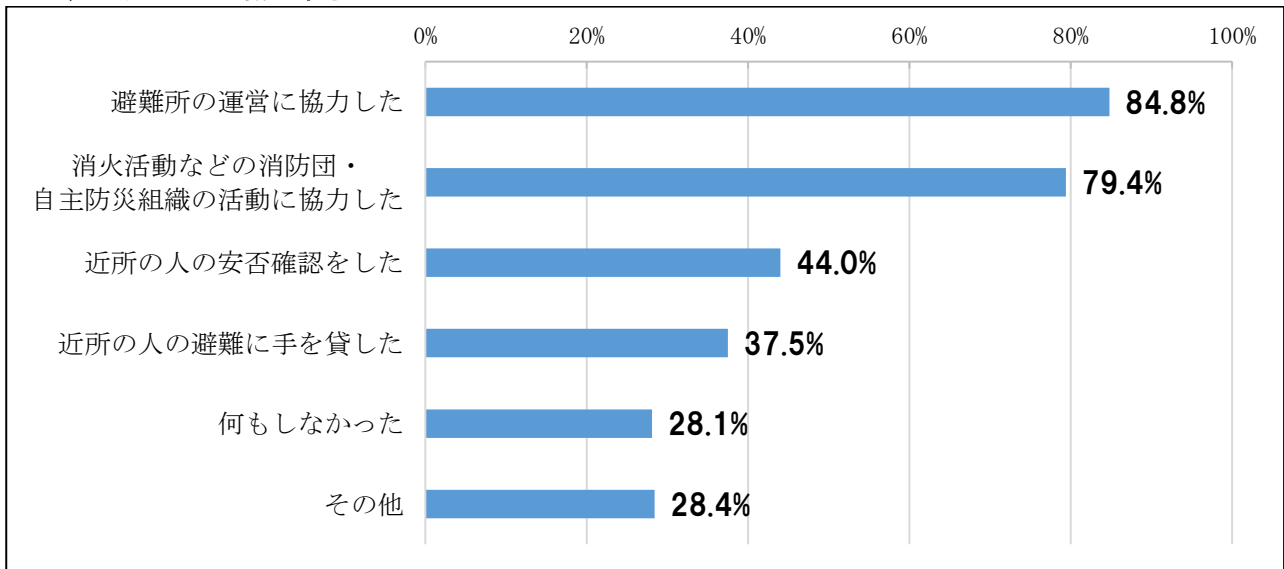
○ 自主防災組織の活動状況



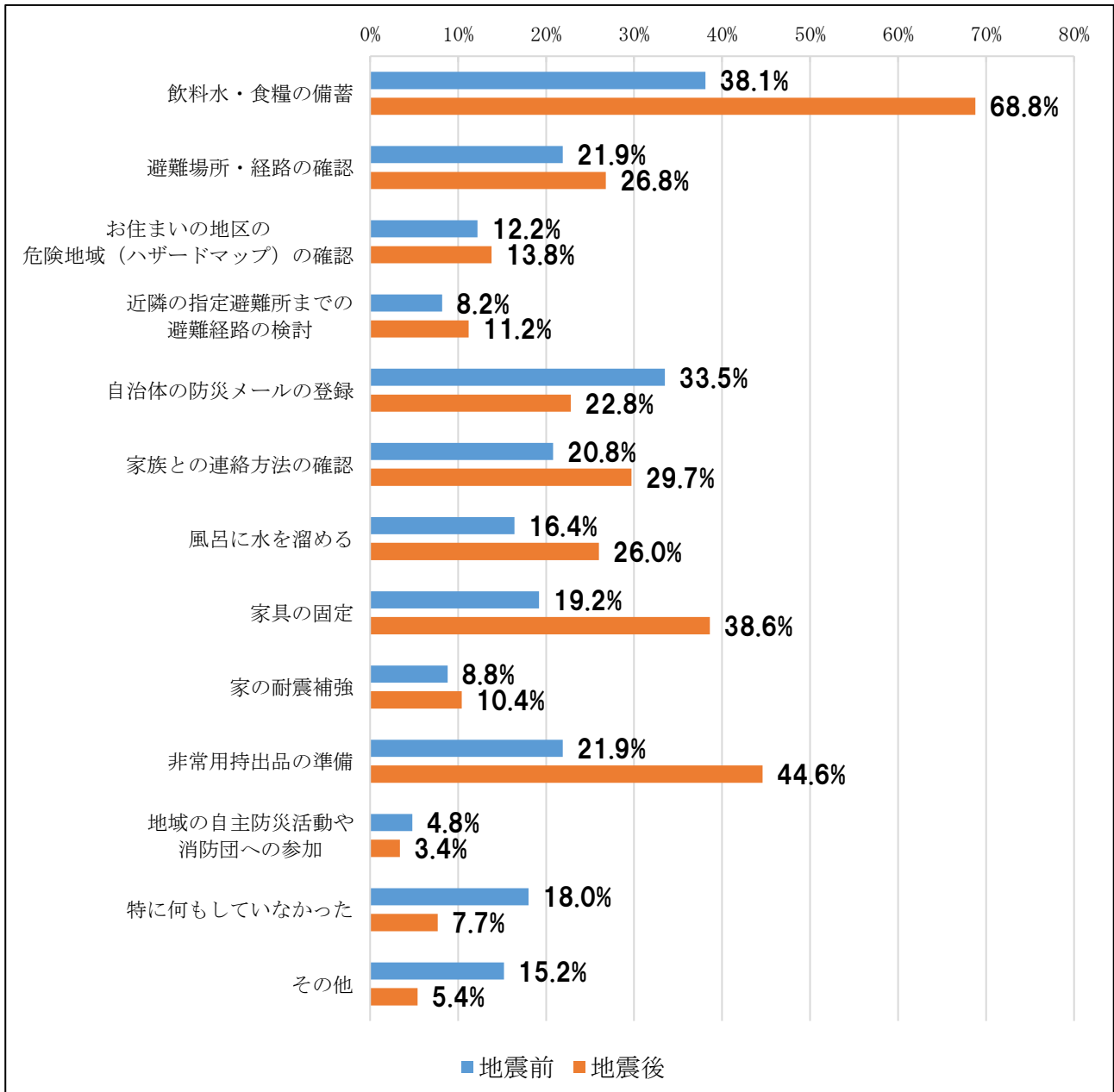
○ 住民同士でのコミュニケーション状況



○ 住民同士での協力状況



○ 熊本地震前後における備えの状況



2 施策目標の取組みに関する資料

◆ 千代田区建物の耐震化促進事業（事務所ビル等の耐震促進事業）

阪神・淡路大震災で新耐震基準以前の建物に多くの被害があったことを教訓として、旧耐震基準の建築物の耐震診断及び補強設計に要する費用や住宅付建築物の耐震改修に要する費用の一部を助成することにより、地震時における建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

○ 対 象

民間建築物で以下の条件を満たすもの

- ・ 木造以外の建築物
- ・ 建築基準法に適合している建築物
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物
- ・ 耐震診断助成及び補強設計助成について、事務所、店舗等の業務用建築物で、個人または中小企業者等が所有する建築物
- ・ 住宅付建築物耐震改修助成については、住宅部分を有し申請者が所有かつ居住している建築物

○ 内 容

耐震診断に要した費用及び診断の結果、耐震性の不足が分かった場合の補強設計に要した費用に対して、道路の種類に応じて助成を行う。

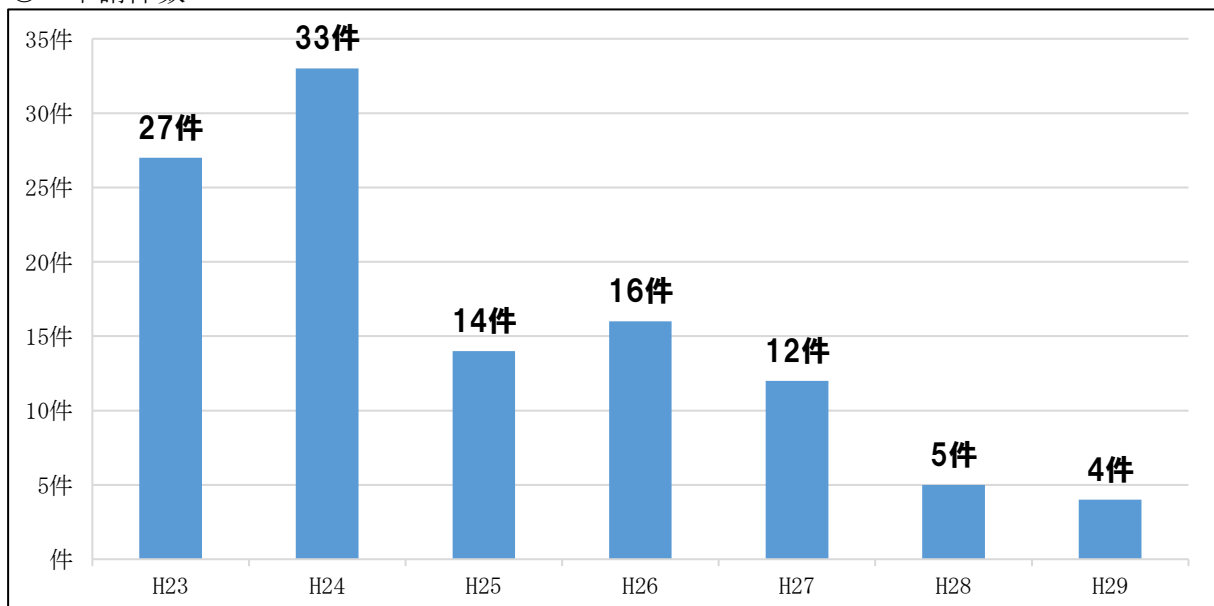
	助成率		限度額	
	耐震診断	緊急輸送道路	4 / 5	400万円
一般道路		2 / 3	265万円	
補強設計	緊急輸送道路	2 / 3	500万円	
	一般道路	1 / 3	250万円	
※耐震改修等（住宅付）	緊急輸送道路	2 / 3	430万円	50,300円/m ² 以内
	一般道路	23%	150万円	

※住宅付建築物は、耐震診断・補強設計に加え耐震改修に要する費用の一部を助成

○ 助成金額（単位：千円）

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
63,094	74,684	26,962	33,316	26,740	9,342	6,989

○ 申請件数



◆ 千代田区建物の耐震化促進事業（マンションの耐震促進事業）

マンションの耐震診断、補強設計、耐震改修等及びアドバイザー派遣の費用の一部を助成することにより、地震時の建築物の安全性の向上を図り、安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指します。

○ 対 象

民間建築物で以下の条件を満たすもの

- ・木造以外の建築物
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得た建築物
- ・建築基準法に適合している建築物
- ・マンション（共同住宅）の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるも

※耐震診断助成の場合は下記による

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前 → 耐震診断（現地調査含む）
- ・昭和 56 年 6 月 1 日以降 → 構造計算書の再検証及び現地調査

○ 内 容

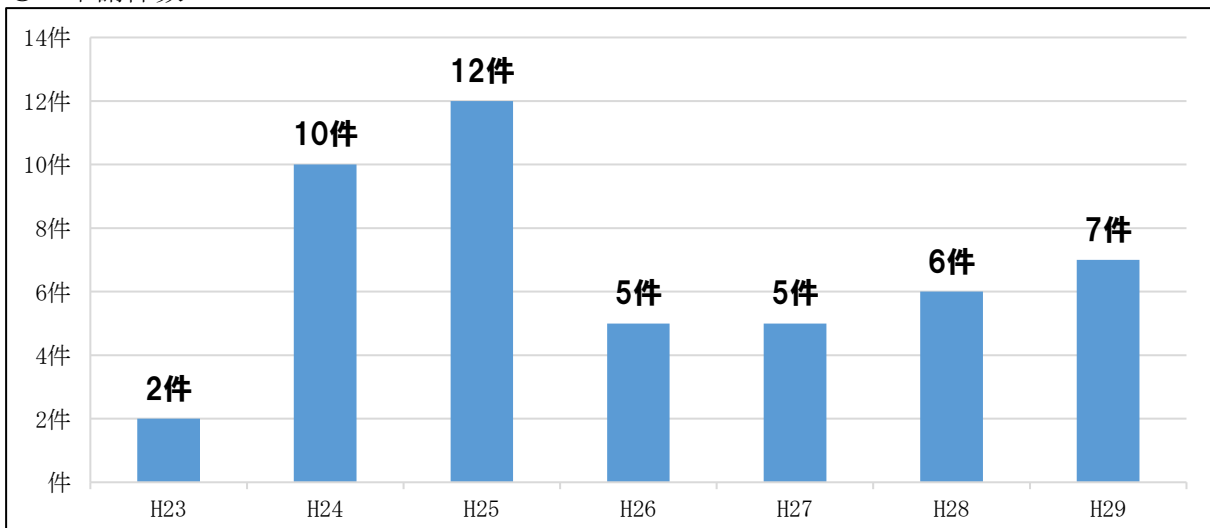
管理組合等の合意がとれたマンションの耐震診断等の費用の全部または一部を助成する。また、耐震診断の結果、補強が必要な場合、補強工事の設計及び耐震改修等に要する費用の全部または一部を助成する。

	助成率			限度額	備考
耐震診断	緊急輸送道路	分譲	10/10	700 万円	
		賃貸	8/10	560 万円	
	一般道路	分譲	10/10	600 万円	
		賃貸	7.5/10	450 万円	
補強設計	緊急輸送道路		10/10	750 万円	2,000 円/㎡以内
	一般道路		2/3	500 万円	
耐震改修等	緊急輸送道路		2/3*	2 億 4,650 万円	49,300 円/㎡以内 *5000 ㎡を超え 10000 ㎡以下の部分は 1/3
	一般道路		23%	1 億 1,339 万円	
アドバイザー派遣	耐震診断		10/10	5 万円	3 回まで
	耐震改修		10/10	5 万円	1 回まで

○ 助成金額（単位：千円）

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
3,892	15,080	34,464	14,338	87,039	8,457	21,092

○ 申請件数



◆ 千代田区建物の耐震化促進事業（木造住宅耐震促進事業）

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成することにより、地震時の建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

○ 対 象

- ・木造在来軸組工法により建築された住宅用途建築物
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物（旧耐震基準）
- ・居住者世帯が住民登録をしている建築物
- ・居住者世帯の条件
65 歳以上の高齢者のみの世帯（75 歳以上の高齢者のみの世帯を除き、所得制限あり）
要介護 3 以上の方を含む世帯
重度心身障害者（身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度）を含む世帯
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1～2 級）を含む世帯
（平成 24 年度から平成 32 年度までは、「居住者世帯の条件」は適用しない。）

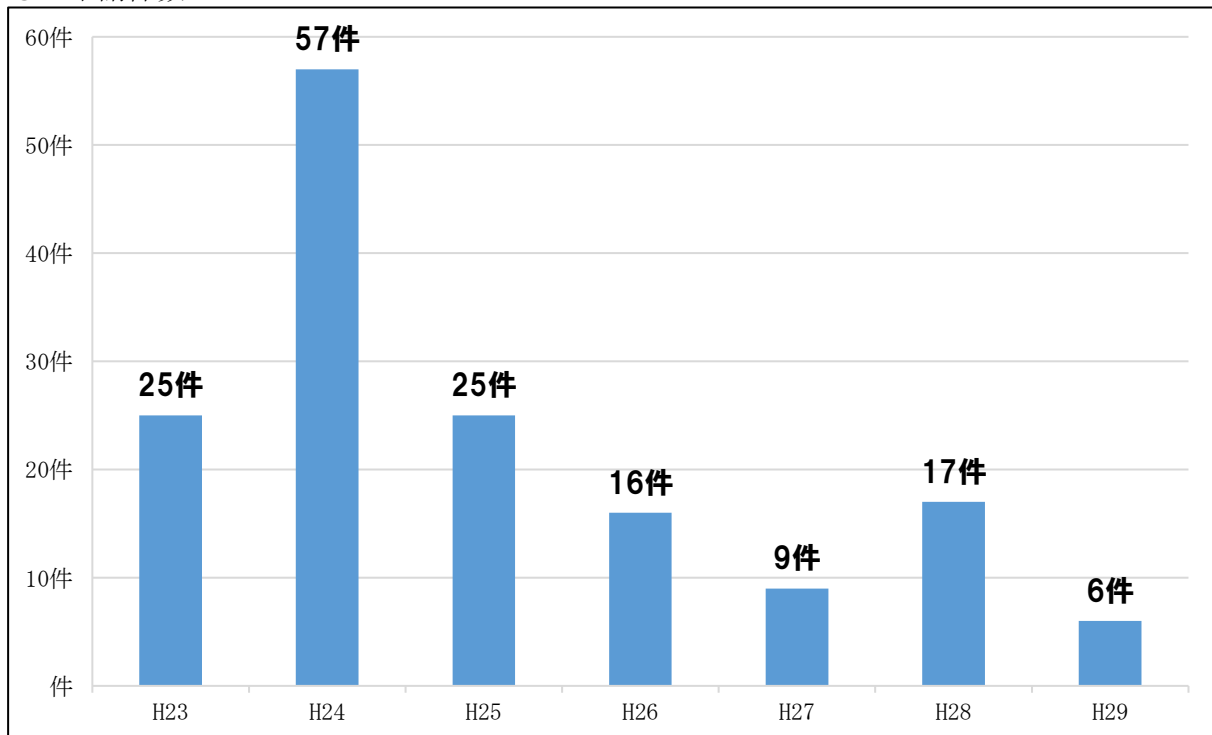
○ 内 容

- ・木造住宅耐震診断助成
耐震診断に要した費用について、15 万円を限度に助成する。
- ・木造住宅耐震改修助成
耐震診断の結果、補強工事が必要となった場合は 120 万円を限度に、耐震補強工事に要した費用の全部又は一部を、除去工事については 80 万円を限度に要した費用の一部を助成する。また、補強工事を行わない場合の耐震シェルター等の設置については、40 万円を限度に要した費用の全部又は一部を助成する。

○ 助成金額（単位：千円）

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
9,693	28,805	12,400	8,648	4,255	5,947	2,596

○ 申請件数



◆ 千代田区建物の耐震化促進事業（特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業）

地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修等に係る費用を助成することにより、耐震化を促進し災害に強いまちづくりを推進します。

○ 対象

民間建築物で以下の条件を満たすもの

- ・ 特定緊急輸送道路に接している建築物
- ・ 高さが概ね特定緊急輸送道路の1/2以上の建築物
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている建築物
- ・ 建築基準法に適合している建築物

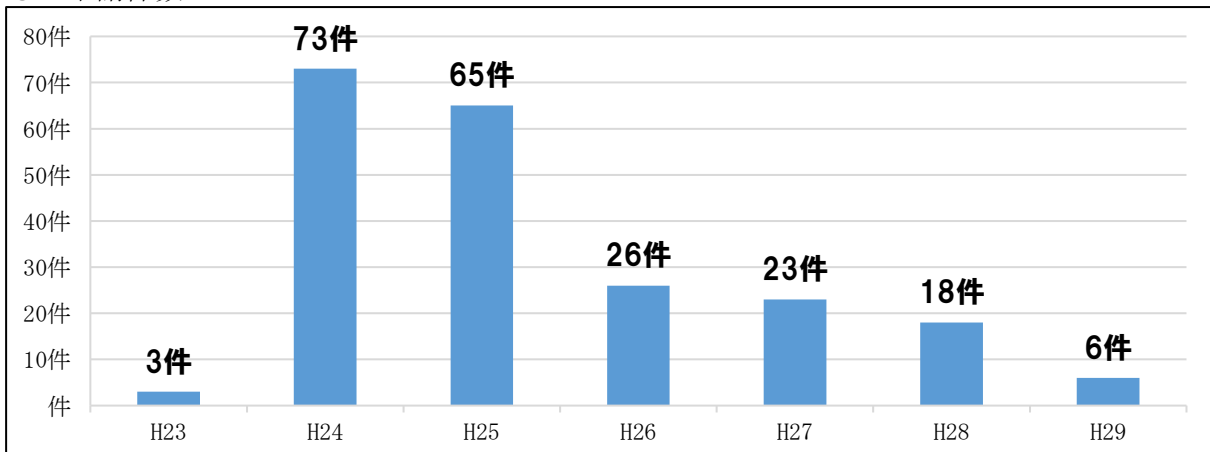
○ 内容

	助成率	対象限度額等	備考
耐震診断	10/10 ただし、延べ面積が 3,000㎡以上の場合 は5/6	以下①、②のいずれか高い額 ① 1,000㎡以内 : 2,060円/㎡ 1,000~2,000㎡ : 1,540円/㎡ 2,000㎡超 : 1,030円/㎡ 3,000㎡未満の場合、15万円/ 階を対象限度額に加算 ② (イ) 延べ面積1,000㎡未満の場合 は、3,600円/㎡以内 (ロ) 延べ面積1,000㎡以上の場合 は2,570,000円に1,030円/㎡ を加算した額以内	平成29年4月 1日以後に、新 たに対象とな ることが分か った建築物に 限る。
補強設計	5/6	1,000㎡以内 : 5,000円/㎡ 1,000~2,000㎡ : 3,500円/㎡ 2,000㎡超 : 2,000円/㎡	※平成30年度 内に補強設計 に着手が条件
耐震改修等	マンション以外 5,000㎡以内 1/3 5,000㎡超 1/6	50,300円/㎡	※平成30年度 内に補強設計 に着手が条件
	マンション 5,000㎡以内 5/6 5,000㎡超 1/2	49,300円/㎡	

○ 助成金額（単位：千円）

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10,905	336,126	325,656	287,752	508,198	370,708	384,217

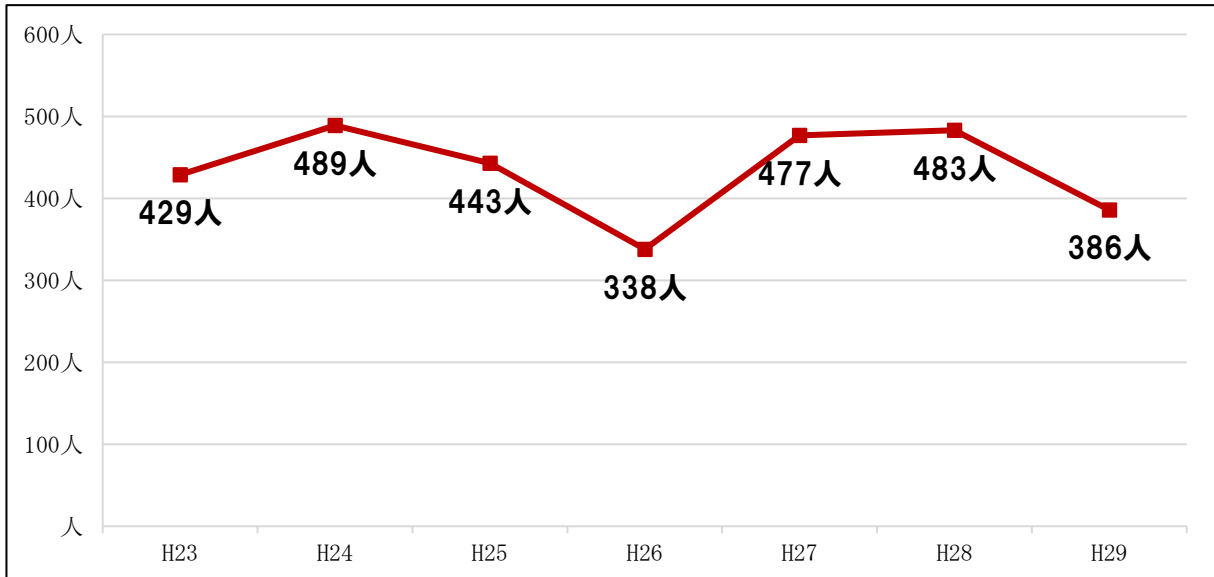
○ 申請件数



◆ 職員救命講習の実施

区職員が応急対応活動に従事し、最低限の救命応急処置に対応できるようにするため、応急手当、心肺蘇生法、気道異物除去、止血法などの救命方法を学ぶ普通救命講習会を実施しています。

○ 救命講習会参加状況

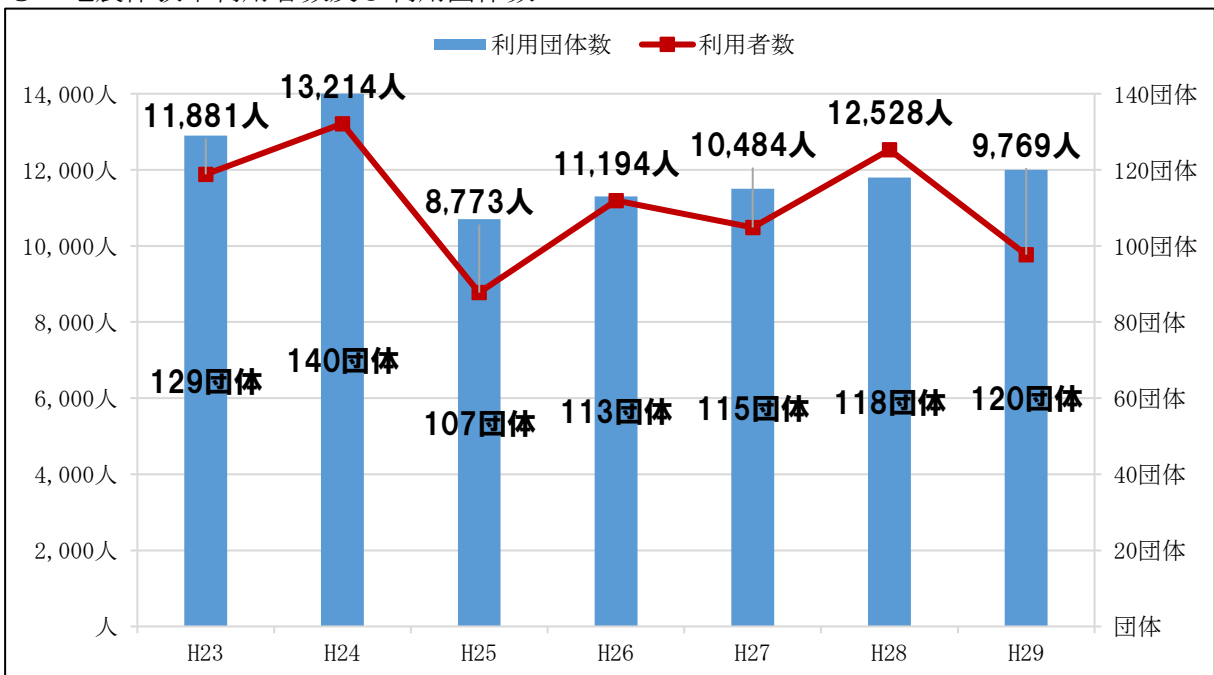


◆ 地震体験車の運行

区では区民等が地震疑似体験することにより、地震発生時に必要な行動や心構えの普及啓発を図ることを目的とし、地震体験車の運行を行っています。

平成 28 年度には起震装置の老朽化及び車両の燃料タンクが耐用期限を迎えることから、車両をディーゼルハイブリッドに、起震装置は 2 方向から 3 方向に稼働するものへとすべて更新するとともに、名称をこれまでの「起震車」から「地震体験車」へと変更しました。

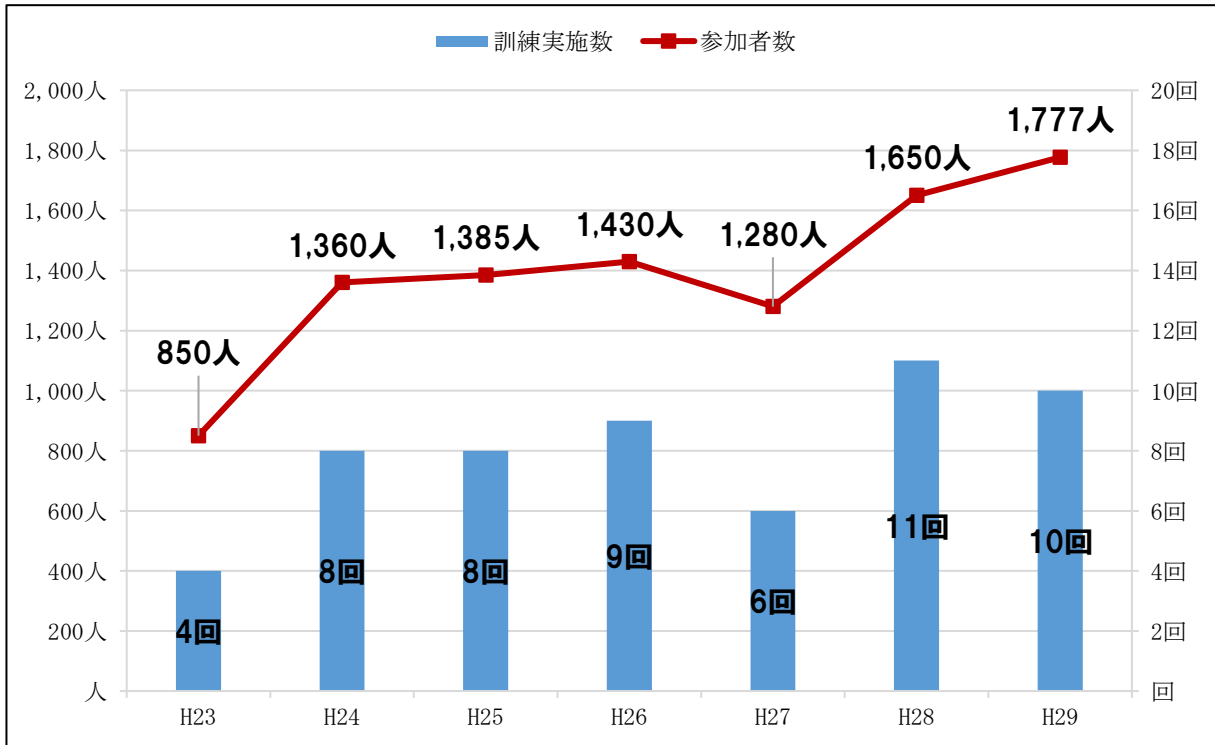
○ 地震体験車利用者数及び利用団体数



◆ 避難所防災訓練の実施

首都直下地震などで大きな被害があった場合、発災の時間帯や曜日によっては、区職員の現地到着が遅れることも想定されます。こうした事態を踏まえ、区民が自主的に判断し、自らの手で避難所を開設できるように、実践的な訓練を行っています。

○ 避難所防災訓練実績



◆ 地域防災組織に対する助成

区では災害から「生命・財産」を守り、被害を最小限にとどめるため、地域防災組織の育成支援・強化を目的に地域防災組織に対し、防災資器材整備に要する経費を毎年度助成する事業を実施しています。

○ 対象

地域防災組織

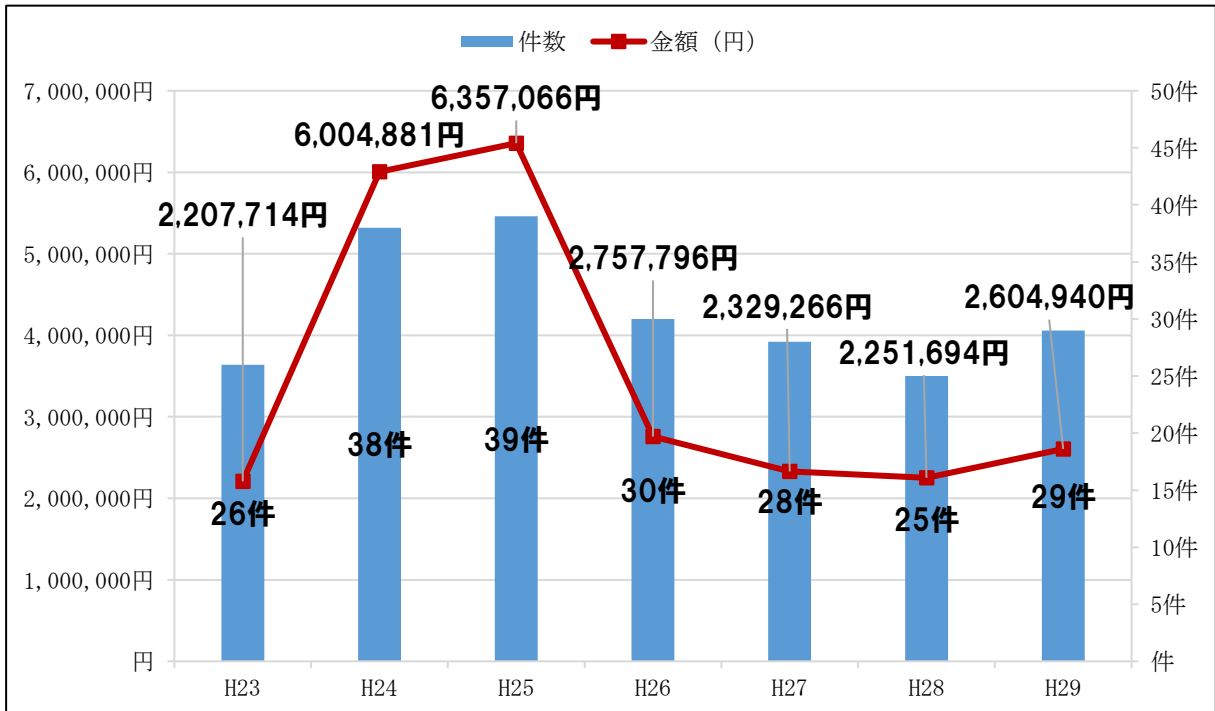
○ 内容

地域防災組織が実施する防災資器材整備に要する経費の一部を助成する

助成率・額：4分の3 10万円まで

※平成24年度、25年度に限り上限額を20万円としていた。

○ 申請件数及び助成金額



◆ マンションの安全・安心居住助成

震災時等におけるマンションの安全性の向上を図り、マンション内を安全に移動することができるよう、マンションの管理者等がマンション安全・安心整備を行う場合において、その費用の一部を助成します。

○ 対 象

1 助成対象者

マンション管理組合等（分譲）

管理規約が整備され、総会・理事会等でマンション安全・安心整備について議決され、費用について予算措置がされていること。マンション防災計画を策定していること。計画が未策定の場合は申請から1年以内に策定することが確約できること。

2 助成対象物件

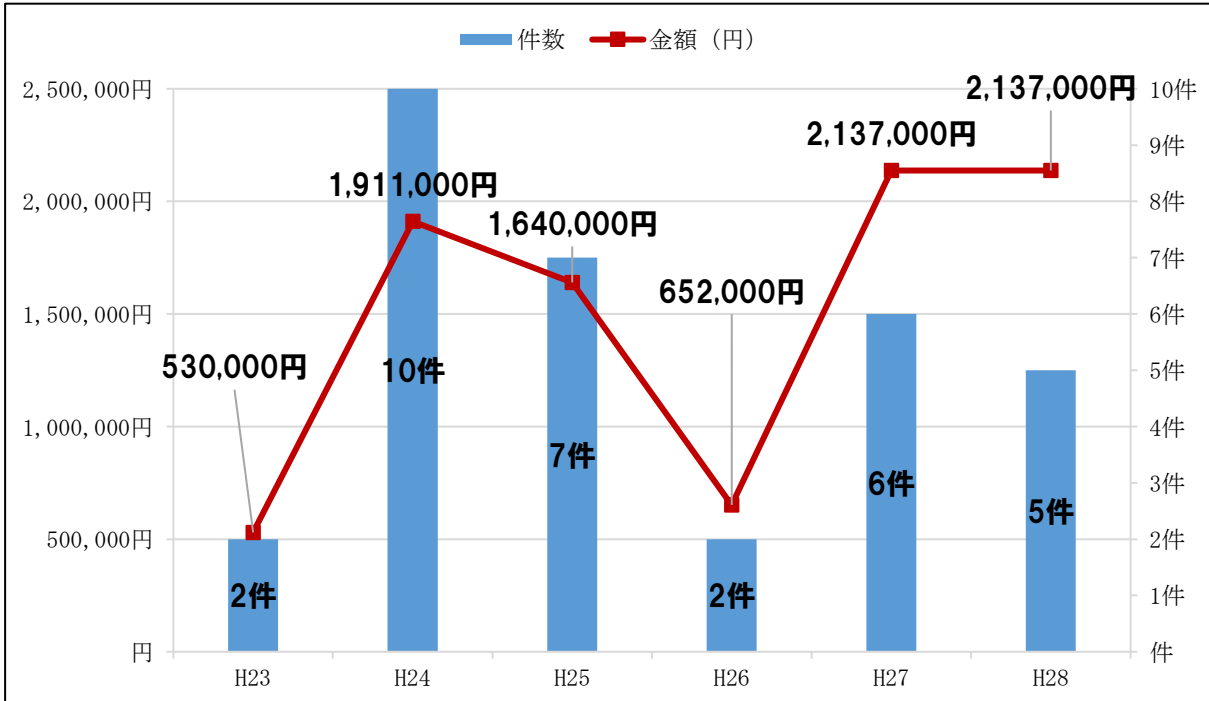
ア 建築基準法その他の関係法令に適合していること

イ 半数もしくは10戸以上を住宅として使用していること

○ 内 容

	助成率	限度額	備考
階段手すり等	工事費の1/3	100万円	
地震時管制運転装置	工事費の1/3	30万円	
戸開走行保護装置	工事費の1/3	30万円	
上記2装置に加えて停電時自動着床装置の設置を含むエレベーター更新	工事費の1/3	100万円	平成28年から対象
防犯カメラの設置	工事費の1/2	30万円	平成28年から対象

○ 申請件数及び助成金額



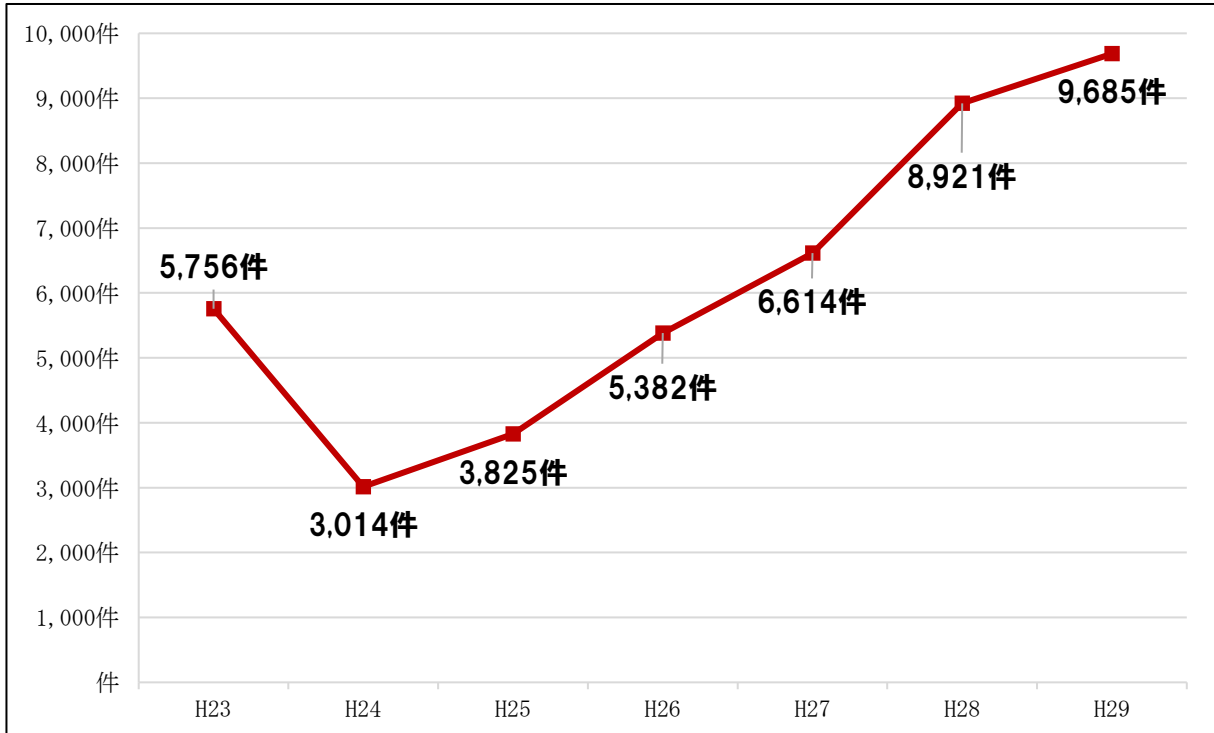
◆ 安全・安心メールの配信

区では、地震気象情報・防災行政無線の放送内容・災害や国民保護に関する情報・不審者等の子供の安全に関する情報等をあらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコン等に電子メールでお知らせするメール配信サービスを行っています。

○ 電子メールの配信内容

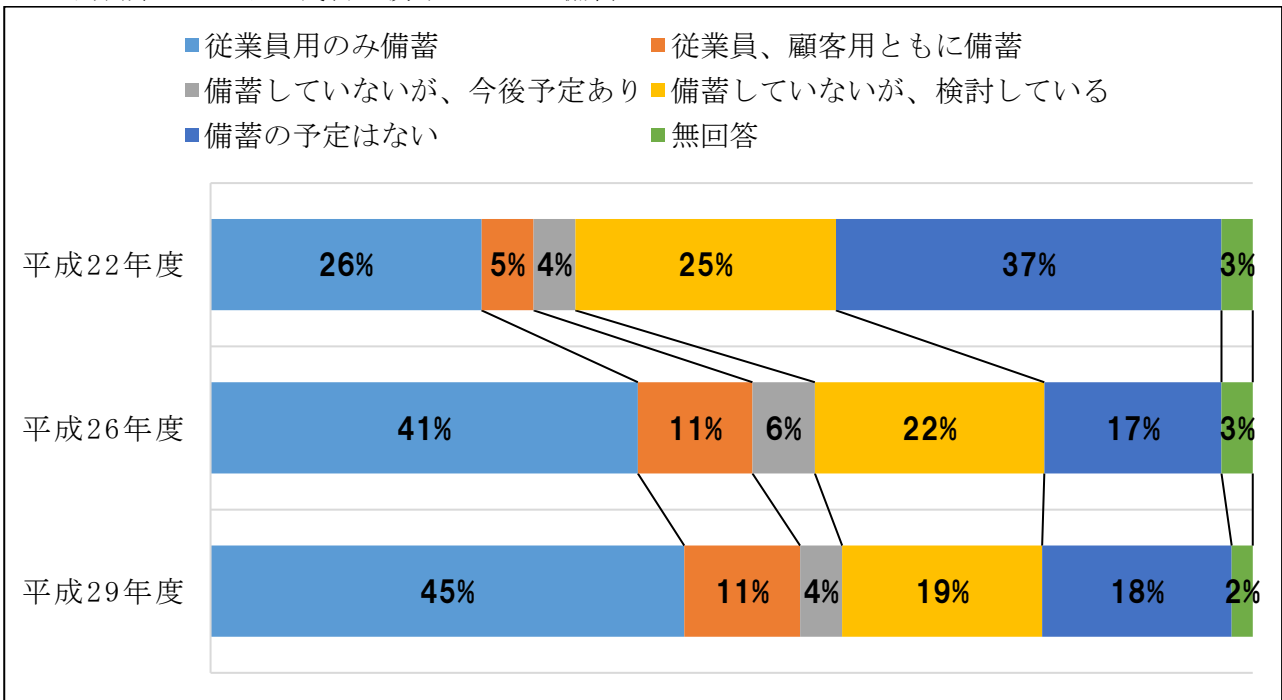
安全・安心情報	・不審者等の子どもの安全に関する情報 ・災害・防災・国民保護等に関する情報 ・大規模事故・大規模火災に関する情報 等
気象情報	・地震情報 ・気象特別警報、気象警報・注意報
緊急のお知らせ	・災害時の一括配信

○ 安全・安心メール登録件数



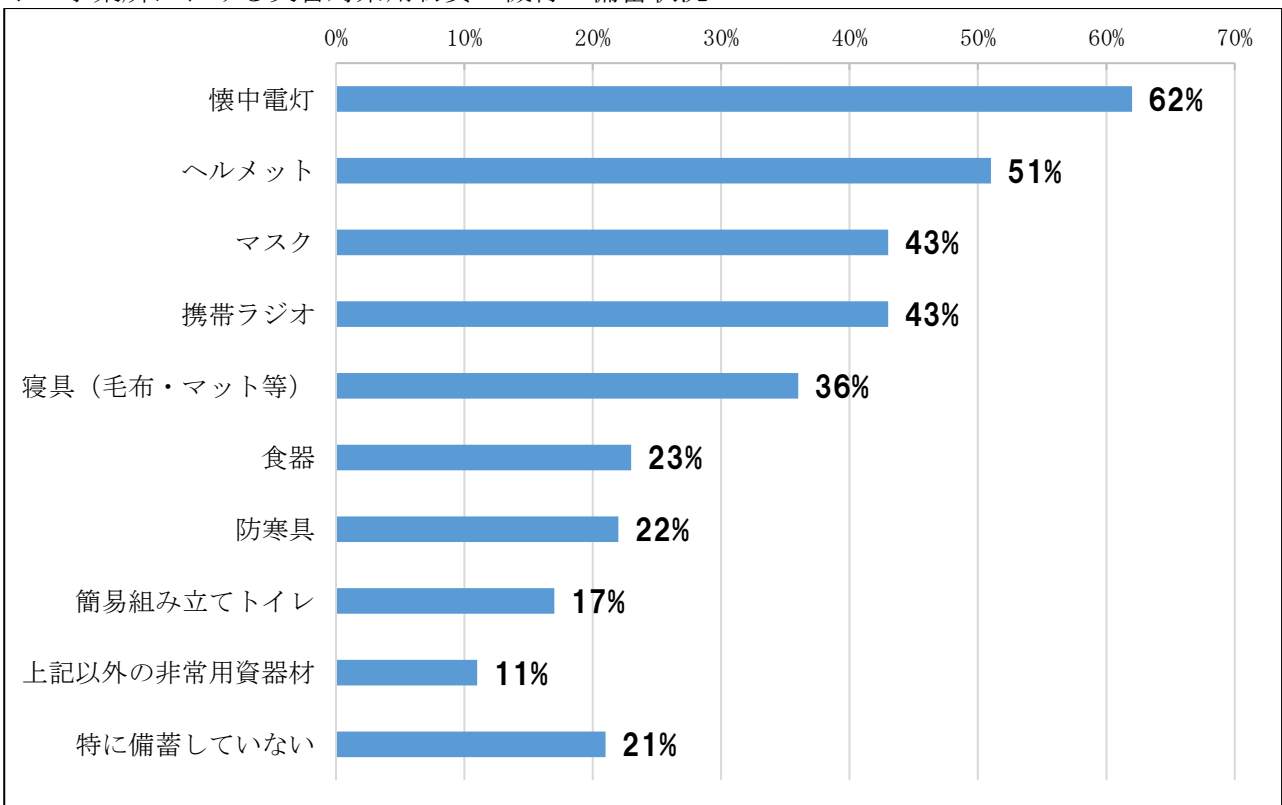
※平成 23 年度から 24 年度は新システム導入にあたり、再登録の手続きが必要となったため、登録者数が減少した。

◆ 事業所による水・食料・携帯トイレの備蓄



出典：『平成 29 年度千代田区事業所防災アンケート調査』

◆ 事業所における災害対策用物資・機材の備蓄状況



出典：『平成 29 年度千代田区事業所防災アンケート調査』

◆ 事業者による災害用備蓄物資購入助成

区では事業所等の自助を向上させることを目的とし、企業・事業所に対し、従業員や顧客のために備蓄する物資の費用を一部助成する事業を実施しています。

○ 対象

次の条件をすべて満たす区内事業所

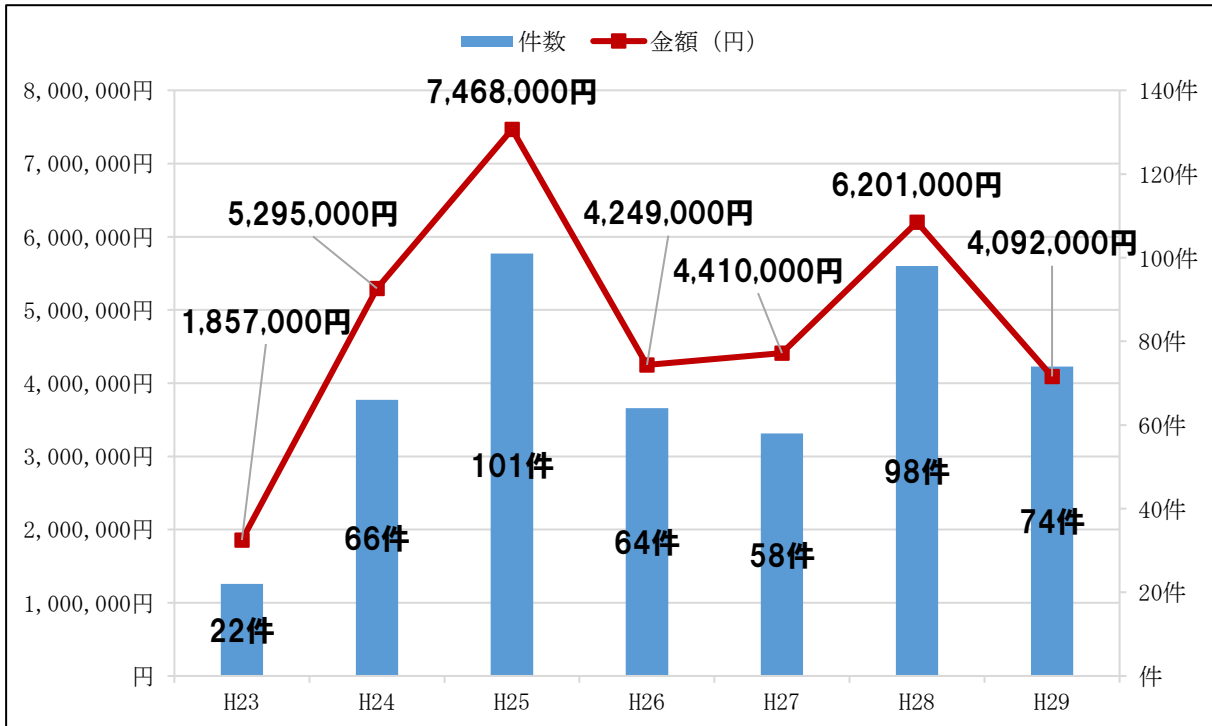
- ・従業員概ね5人以上300人未満であること
- ・最近1年間に納付すべき法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと
- ・過去3年間にこの助成金を受けていないこと

○ 内容

従業員や顧客のために備蓄する物資の費用の一部を助成する
(助成率・額)

	助成率	助成金
町会に加入し、町会の推薦がある事業所	3分の2	10万円まで
町会未加入事業所	3分の1	10万円まで

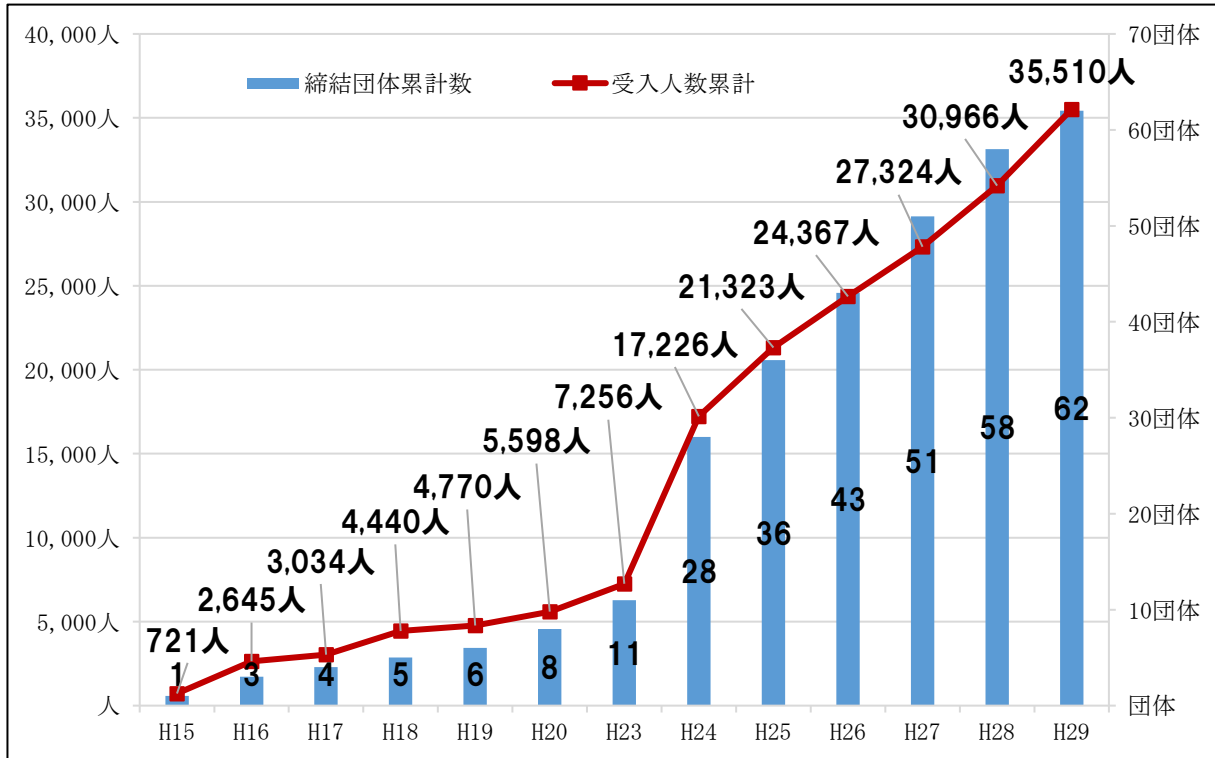
○ 申請件数及び助成金額



◆ 帰宅困難者等一時受入協定

首都直下地震発生時、区では約50万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。特に、屋外で被災した来街者等の行き場のない帰宅困難者は約9万人と想定されており、帰宅が可能となるまでの間、待機する場所がないことから、滞在場所の確保が必要となります。そのような状況から、帰宅困難者を一時的に受け入れるため、民間事業者との協定締結を進めています。

○ 帰宅困難者等一時受入施設協定締結団体数及び受入人数推移



◆ シェイクアウト訓練

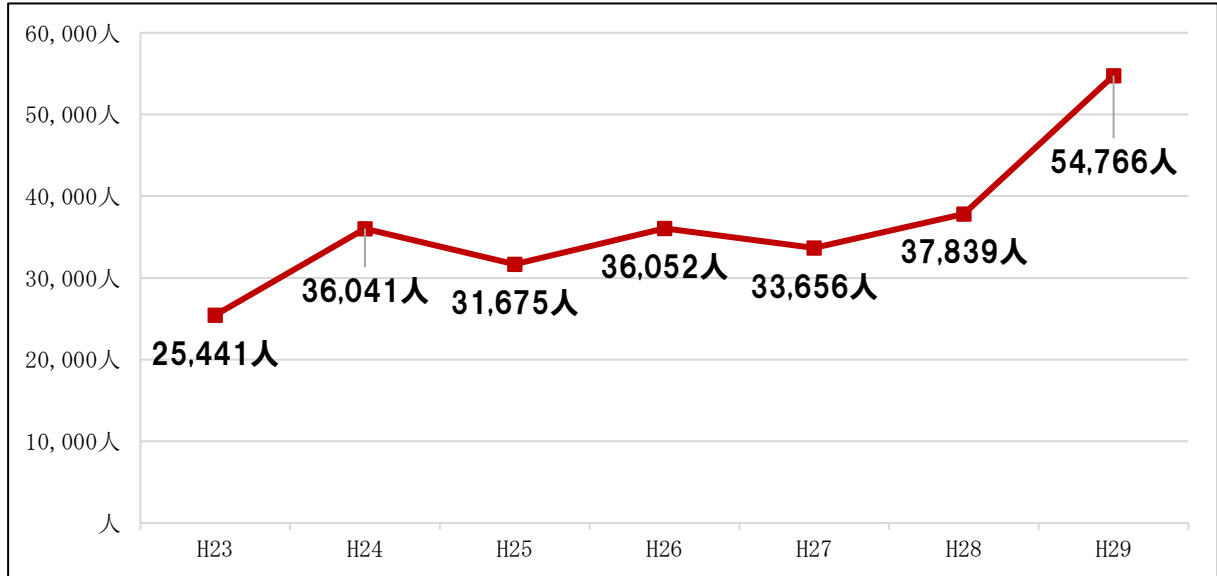
シェイクアウト訓練は、地震発生を想定して訓練日時を指定し、参加者全員が同時刻にそれぞれいる場所（家庭・学校・職場など）で「3つの安全確保行動」を一緒に行う自主参加型の訓練です。

2008年にアメリカで始まり、日本では千代田区が平成23年度に全国の自治体の中で初めて実施しました。



▲シェイクアウト訓練「3つの安全確保行動」

○ シェイクアウト訓練参加者数



参 考 資 料

千代田区災害対策基本条例

平成 18 年 3 月 9 日条例第 8 号

改正 平成 25 年 12 月 9 日条例第 34 号

改正 平成 29 年 6 月 23 日条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 自助（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 協助（第 9 条—第 18 条）

第 4 章 公助（第 19 条—第 28 条）

第 5 章 補則（第 29 条）

附則

前文

千代田区には、このまちを愛し住み続ける人々があり、このまちで働き学ぶ多くの人々がいる。これらの人々の生命、財産及び生活を、災害から守るため、減災に努めるとともに、災害が生じたときには、直ちに応急体制を確立し、確かな復興を実現していくことは、区に課せられた重要かつ基本的な責務である。

さらに、千代田区は、日本の政治経済の中核機能が高度に集積するいわば日本の心臓部に当たる。そのため、災害対策においては、これらの機能の維持と復旧に資することが求められるとともに、膨大な帰宅困難者への対応も必要となる。

地震や台風等による自然災害及び大規模な事故やテロ等による人為的災害を、未然に防止することは困難であるが、災害に強いまちづくりを推進するために、人々の協力による地域防災力の向上を図る等の減災対策を講じることにより、その被害を最小限にとどめることができる。

防災の基本理念として、従来、自分の生命財産は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政責任としての「公助」があるとされてきている。しかし、千代田区では、その地域特性を踏まえると、地域共同体の共助を基本としながらもより広く、人道的支援も含めて、災害時に千代田区にあるすべての人々が相互に助け合い、支え合うことを新たな理念としてとらえることが必要であり、これを「協助」とする。

このような「自助」「協助」「公助」の理念のもとに、千代田区に関わるすべての人々及び行政が、相互に補完しあい、連携していくことにより災害対策に取り組んでいくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区、区民、昼間区民、事業者その他区に関わる者の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害の予防、減災及び応急の措置並びに復興に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から保護し、あわせて首都機能の維持と安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減災 災害が発生した場合における被害を最小限にとどめることをいう。
- (2) 防災力 災害を予防し、また減災する能力をいう。
- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 昼間区民 区民以外の者であって、恒常的に区内で活動するものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 帰宅困難者 昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができないものをいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設をいう。
- (9) 災害時退避場所 帰宅困難者その他の者が災害発生直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するために一時的に退避する場所をいう。
- (10) 帰宅困難者一時受入施設 帰宅困難者を一時的に受け入れ、円滑な帰宅が可能となるよう情報提供等を行うための施設で、区との協定に基づき整備されたものをいう。
- (11) 自主防災組織 災害の防止又は減災を図るための地域における自発的な組織をいう。

(基本理念)

第3条 区の災害対策は、区民、昼間区民及び事業者並びに帰宅困難者その他災害時に区にある者（以下この条において「区にある者」という。）が、自らの生命、身体及び財産は、自己の責任により自ら守るという自助の理念のもとに、各自が防災力を向上させ、災害の予防と減災に努めることにより行われる。

- 2 区の災害対策は、区にある者が、相互扶助及び人道的支援の観点から、より広く協力し助け合うという協力の理念のもとに、地域の防災力を向上させ、災害の予防と減災に努め、また復旧に当たることにより行われる。
- 3 区の災害対策は、区が、基礎的自治体として区にある者の生存と安全を確保するという公助の理念のもとに、防災力の高い安全なまちづくりを推進するとともに自助及び協力を支援することにより、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧及び早期復興の実現を図ることにより行われる。

第2章 自助

(区民及び昼間区民の自助)

第4条 区民及び昼間区民は、自助の理念にのっとり、自己の安全の確保に努めなければならない。

2 区民及び昼間区民は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の向上
- (2) 自ら必要とする物資の確保
- (3) 初期消火に必要な用具の準備
- (4) 避難経路、避難所及び避難方法についての確認
- (5) 災害対策に関する知識及び技術の習得
- (6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保

(事業者の自助)

第5条 事業者は、自助の理念にのっとり、また、その事業活動を行うに当たっての社会的責任を自覚し、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
- (2) 従業員等が必要とする物資の備蓄及び機材の確保
- (3) 初期消火に必要な用具の準備
- (4) 避難経路及び避難方法についての整備及び従業員等への周知
- (5) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主防災組織の編成
- (6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知

3 事業者は、災害時において、帰宅困難者となった従業員等が、地域の混乱を生じさせることのないようにしなければならない。

(帰宅困難者等の自助)

第6条 帰宅困難者となるおそれのある者は、自助の理念にのっとり、携帯食料その他の災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めなければならない。

2 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時の家族との連絡手段の確保及び帰宅経路の確認に努めなければならない。

3 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅の可能性に関する情報の収集並びに食糧及び飲料水の確保に努めなければならない。

(建築物等の安全対策)

第7条 区民、事業者は、その設置又は管理する建築物の安全性を向上させるため、耐震診断及び耐震改修に取り組まなければならない。

2 中高層建築物の設置者及び管理者は、窓ガラス及び外壁等の落下防止並びにエレベーター設備の安全対策に取り組まなければならない。

3 地下鉄、地下街、その他地下に設置された施設の設置者及び管理者は、防災設備の点検、避難経路の確保、豪雨時の浸水防止その他施設の災害対策の推進に取り組まなければならない。

4 区内に所在する人の居住の用に供する建築物の設置者及び管理者は、災害から居住者を守るため、建築物の安全性についてより一層の配慮をしなければならない。

(生活必需物資の備蓄)

第8条 区民及び昼間区民は、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を確保するようにならなければならない。

2 事業者は、従業員等のため、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を備蓄しなければならない。

3 中高層建築物その他災害時において物資の補給経路に支障を生じるおそれのある住居の居住者は、災害の復旧までの間に必要な食糧、飲料水その他の生活必需物資を備蓄しなければならない。

第3章 協助

(区民及び昼間区民の協助)

第9条 区民及び昼間区民は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練、地区別防災訓練、帰宅困難者避難訓練、企業向け講演会等をいう。以下同じ。）に協力するとともに、災害時における負傷者の救護その他減災のための諸活動への参加及び災害からの復旧に努めなければならない。

(事業者の協助)

第10条 事業者は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧に努めなければならない。

2 事業者は、地域に対する災害対策活動を実施するとともに、帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めなければならない。

(災害時協力体制の事前整備)

第11条 区民、昼間区民及び事業者は、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

2 区民、昼間区民及び事業者は、災害時における区内団体との協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

3 区民、昼間区民及び事業者は、協助のため、地域コミュニティの醸成に努めなければならない。

(帰宅困難者の協助)

第12条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

(要配慮者の援護)

第 13 条 区民、昼間区民及び事業者並びに自主防災組織（以下「区民等」という。）は、協助の理念にのっとり、区と協力して、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう援護しなければならない。

2 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、災害時における要配慮者の援護に努めなければならない。

(帰宅困難者の支援)

第 14 条 区民等は、協助の理念にのっとり、帰宅困難者対策地域協力会を結成するよう努めなければならない。

2 区民等は、協助の理念にのっとり、区と協力して、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。

(大学等の協助)

第 15 条 大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を区内に設置している者は、学生ボランティアの育成及び帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めるものとする。

(避難所及び帰宅困難者一時受入施設の開設協力及び運営)

第 16 条 区民等及び帰宅困難者対策地域協力会は、災害時における避難所の開設に協力し、区と連携してその運営に当たるものとする。

2 区民等及び帰宅困難者対策地域協力会は、災害時における帰宅困難者一時受入施設の開設及び運営に協力するものとする。

(応急医療体制の整備)

第 17 条 区民等は、区の推進する災害時における応急医療体制の整備及びその実施に協力するものとする。

(ボランティアによる支援)

第 18 条 ボランティアは、協助の理念にのっとり、区民等及び区と連携協力して支援活動を行うものとする。

2 区民等は、ボランティアを受け入れ、ボランティアによる被災者に対する支援活動が円滑に実施されるよう、区が実施するボランティアによる防災活動の環境の整備に協力するものとする。

第4章 公助

(区長の基本的責務)

第19条 区長は、公助の理念にのっとり、災害の予防、減災及び応急の措置のために必要な災害対策の策定及び推進並びに地域防災体制の整備を行い、区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保し、首都機能の維持に資するよう努めなければならない。

2 区長は、区民等及びボランティア団体と連携協力するとともに、これらの団体等への助成その他必要な支援を行うことにより、自助及び協助による地域防災活動を促進しなければならない。

3 区長は、国、東京都（以下「都」という。）、関係区市町村及び防災関係機関（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第5号及び第6号に規定する機関をいう。以下同じ。）との連携協力を努めなければならない。

4 区長は、区の職員の防災力の向上に努めるとともに、区の職員を災害対策要員として確保しなければならない。

5 区長は、災害に関する正確な情報を、速やかにかつ確実に、収集し伝達しなければならない。

6 区長は、災害発生後の区民生活の再建、安定及び復興に向けた施策の推進を図らなければならない。

(災害対策事業計画)

第20条 区長は、千代田区地域防災計画（法第42条の規定に基づく計画をいう。）に基づく災害対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策事業計画を策定しなければならない。

(災害対策体制の確立)

第21条 区長は、災害時においては、災害対策本部（法第23条の2第1項の規定により設置する市町村災害対策本部をいう。以下同じ。）を中心とする応急体制を確立しなければならない。

(避難所の開設及び運営)

第22条 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

2 区長は、区民及び事業者並びに自主防災組織と連携して、避難所の運営に当たるものとする。

(応急医療体制の整備)

第23条 区長は、あらかじめ、災害時における応急医療体制を整備し、災害時においては、区民等及び医療機関と連携協力して、迅速にその実施を図り、被災者に周知するとともに、救援に当たらなければならない。

(災害時協力体制の整備)

第24条 区長は、あらかじめ、災害時における区民等及び区内団体との協力体制を、人、物及び情報の流れの観点から構築し、整備しておかななければならない。

2 区長は、ボランティアによる被災者に対する円滑な支援活動を確保するため、必要な物資及び機材並びに活動拠点を準備しておかななければならない。

3 区長は、区民等、帰宅困難者及びボランティアによる減災のための諸活動が、円滑かつ効果的に実施されるよう、総合的な調整を行うものとする。

(備蓄物資の整備)

第 25 条 区長は、災害時における必要な物資を確保するため、備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(要配慮者の援護の推進)

第 26 条 区長は、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう、あらかじめ援護体制を整備し、災害時には要配慮者を援護しなければならない。

2 区長は、第 13 条に規定する協助による要配慮者の援護をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

(帰宅困難者対策の推進)

第 27 条 区長は、帰宅困難者となるおそれのある者に対し、避難訓練の実施その他必要な支援を行い、第 6 条に規定する自助の活動を促進しなければならない。

2 区長は、災害時退避場所を整備しなければならない。

3 区長は、帰宅困難者対策地域協力会の結成及びその活動を支援しなければならない。

4 区長は、帰宅困難者の円滑な帰宅及び区民生活の復旧を図るため、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進し、地域の混乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5 区長は、第 14 条第 2 項に規定する協助による帰宅困難者の支援をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

6 区長は、帰宅困難者対策について、国及び都に対して必要な要請を行うとともに、連携の強化に努めなければならない。

(復興対策の推進)

第 28 条 区長は、災害により区内に甚大な被害が発生した場合、国、都、関係区市町村、防災関係機関その他関係諸機関と連携協力して被災地の復興に努めなければならない。

2 区長は、前項の場合には、区民生活の円滑な再建を図り、首都機能の速やかな回復に資するため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

第 5 章 補則

(顕彰)

第 29 条 区長は、防災に対する認識が高く、その取組みが他の模範となる個人又は団体を、防災貢献者として表彰し、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 9 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 23 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区災害対策事業計画
【平成 30～36（2018～2024）年度】

年 月

編集・発行：千代田区災害対策・危機管理課

〒102-8688

東京都千代田区九段南 1-2-1

TEL 03 (5211) 4187